

認定鳥獣捕獲等事業者
事業管理責任者研修テキスト

第5版

2024（令和6）年3月

環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

はじめに

我が国の鳥獣の保護及び管理は重大な転換期を迎えています。

近年、ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻化する中、生息環境管理、個体群管理、被害防除対策に関する様々な対策が進められています。これらの対策の効果もあり、近年は鳥獣による農作物の被害総額は減少傾向にあり、年間 160 億円前後で推移しています。

こうした対策の進展の契機となったのは、2013（平成 25）年、当時の深刻な被害の状況を踏まえ、国が「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」という目標を設定したことがあります。その実現に向け、2014（平成 26）年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」を改正し、法の題目、目的に鳥獣の「管理」（増加しすぎた鳥獣を適正に減らすこと）を加え、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に改正しました。その中で、積極的な個体群管理を行うために、都道府県等が捕獲等を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）等を創設しました。改正された鳥獣保護管理法が施行された 2015（平成 27）年度からは、都道府県が行う捕獲等事業が適切に実施されるよう、環境省の交付金事業を開始しました。さらに、鳥獣の捕獲の担い手の育成・確保を目指し、認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設しました。現在、44 都道府県 2 協議会で指定管理鳥獣捕獲等事業が実施され、2024（令和 6）年 1 月末時点で 163 事業者が認定鳥獣捕獲等事業者として認定を受けています。

これまで鳥獣の捕獲においては、趣味や資源利用として捕獲を行う狩猟者の方々が中心的な役割を担ってきました。狩猟とは、鳥獣の営みを理解し、感謝しながら、獲りつくすことのない範囲で鳥獣の捕獲を行うものであり、自然と人との本来の関わり方の一つであるといえます。狩猟による捕獲は増えすぎた鳥獣の管理に貢献し、人間の社会生活と共存するために必要な行為であり、狩猟者の方々が各地で捕獲の担い手となってきました。これからも、狩猟者の方々には、鳥獣の保護及び管理において大きな役割を果たしていくことが期待されています。

その一方で、都道府県等による捕獲等事業では、科学的な計画の下に、目指すべきレベルまで鳥獣の生息密度を低減させることを目標に、効率的かつ大規模に捕獲を進めることが必要になります。認定鳥獣捕獲等事業者制度は、安全かつ効率的に組織的な捕獲を行う事業者を育成することにより、新たな捕獲等事業の担い手を確保するために創設されまし

た。認定鳥獣捕獲等事業者には、指定管理鳥獣捕獲等事業だけでなく、様々な鳥獣の、捕獲等事業（捕獲事業やモニタリング事業）を受託することで、公的な捕獲等事業を安全かつ適切に進めることが期待されます。

本テキストの利用者は、認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者やその経営を担う者等を想定しており、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲等事業を受託し、適切に業務を遂行するための基礎知識を学ぶことを目的としています。本テキストで得た知識を生かして業務を遂行することにより、公的資金を投入した捕獲等事業が適切かつ効果的に実施されるとともに、新たな捕獲等事業の担い手として求められる役割を果たし、認定鳥獣捕獲等事業者の社会的位置づけを確立することが期待されます。

目次

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	1
1.1 鳥獣の保護及び管理の現状	1
1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の増加と被害の深刻化	1
1.1.2 捕獲の現状（捕獲数の増加と目的の変化）	7
1.1.3 鳥獣捕獲の担い手の現状	7
1.2 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の必要性	10
1.2.1 順応的管理（PDCA サイクル）	10
1.3 鳥獣の管理の強化	12
1.3.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入の経緯	12
1.3.2 認定鳥獣捕獲等事業者の責務について	13
1.3.3 発注者に対する責務 —適切かつ効果的な捕獲等の実施に向けて—	13
1.3.4 従事者に対する責務 —捕獲等を実施する体制の確保に向けて—	14
1.3.5 適切な発注と受注に向けて	14
2 認定鳥獣捕獲等事業者に関する法令	15
2.1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	15
2.1.1 法の目的	15
2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系	15
2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割	18
2.1.4 鳥獣の捕獲等の種類	19
2.2 各法令の概論	22
2.2.1 銃砲刀剣類所持等取締法	24
2.2.2 火薬類取締法	26
2.2.3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	27
2.2.4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	28
2.2.5 自然公園法・自然環境保全法	29
2.2.6 森林関係法令	30
2.2.7 その他関係法令	31
2.2.8 法人組織や契約、労務管理などに関する法律	32
3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の詳細	35
3.1 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件	35

3.1.1	組織に関する基準	38
3.1.2	安全管理体制に関する基準	41
3.1.3	事業従事者の技能・知識に関する基準	54
3.1.4	事業従事者への研修の内容に関する基準	55
3.1.5	鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準	55
3.2	認定の申請手続き	57
3.3	認定内容の変更・更新等の手続き	63
3.3.1	認定内容の変更の手続き	63
3.3.2	認定鳥獣捕獲等事業の廃止	64
3.3.3	認定の更新の手続き	64
3.4	技能知識の維持向上	65
4	指定管理鳥獣捕獲等事業	67
4.1	指定管理鳥獣捕獲等事業とは	67
4.1.1	指定管理鳥獣捕獲等事業の概要	67
4.1.2	指定管理鳥獣捕獲等事業と従来捕獲との違い	68
4.1.3	指定管理鳥獣捕獲等事業の特例	68
4.1.4	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業	69
4.2	指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ	70
4.3	事業の受託に必要な準備	73
4.3.1	入札参加資格の取得	73
4.3.2	入札の可否の判断	73
4.3.3	捕獲従事者等の人材の確保	73
4.3.4	事業遂行のための運転資金の確保	74
4.4	契約者の選定方法	74
4.4.1	入札参加条件の設定	74
4.4.2	指名競争入札	74
4.4.3	一般競争入札	74
4.4.4	総合評価落札方式	75
4.4.5	企画競争型随意契約方式	75
4.4.6	随意契約	75
4.4.7	独占禁止法が規制する禁止行為	75
4.5	入札額の見積	76
4.5.1	主な必要経費	76
4.5.2	歩掛や単価の考え方	76

4.6 契約	77
4.6.1 一般的な契約の考え方	77
4.6.2 契約の種類（請負、委託）	77
4.6.3 再委託	78
4.6.4 契約の変更	78
4.6.5 保険の加入	78
4.6.6 検査	79
4.6.7 支払い	79
4.7 計画的な事業の実施	79
4.8 事前調査	80
4.8.1 発注者に確認すべきこと	80
4.8.2 事前調査の目的	81
4.8.3 事前調査の方法	82
4.9 業務計画書の作成	83
4.9.1 業務計画書の役割	83
4.9.2 業務計画書に記載すべき項目	83
4.10 必要な許可等の取得や関係機関等との調整、周知	85
4.10.1 許可等の取得が必要な関係法令等	85
4.10.2 調整が必要となる関係機関	86
4.11 捕獲作業の実施	86
4.11.1 捕獲作業の準備	86
4.11.2 作業開始時ミーティング	86
4.11.3 作業の実施	87
4.11.4 作業終了時ミーティング	87
4.11.5 事業従事者の労務管理	88
4.12 安全管理マニュアル	88
4.13 受託事業の業務報告書の作成	88
4.14 事業完了後に必要な対応	88
4.14.1 証拠書類の保管	88
4.14.2 会計検査等への対応	89
巻末資料	90

1 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理

1.1 鳥獣の保護及び管理の現状

1.1.1 ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の増加と被害の深刻化

ニホンジカやイノシシ等については、急速な個体数の増加や生息域の拡大により、生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしています。

ニホンジカ及びイノシシの全国的な個体数の動向を把握するため、環境省は、2012（平成24）年度以降、全国の捕獲数等の情報を基に、ハーベストベースドモデルを基本とした階層ベイズモデルと呼ばれる統計手法を用いて、毎年生息数推定を実施しています。最新の、2021（令和3）年度までの捕獲数等の情報をもとに推定された個体数は、ニホンジカ（本州以南※）は、中央値で約222万頭（90%信用区間：約192～265万頭）、イノシシ（全国）の推定個体数は、中央値で約72万頭（90%信用区間：約54～97万頭）と推定されました。2014（平成26）年度をピークに、ニホンジカ、イノシシ共に減少傾向が継続していると考えられます（図1-1、1-2）。なお、これらのデータについては、全国的にデータが豊富に存在するニホンジカとイノシシの捕獲数等から統計的に推定したものであり、推定結果に幅があることに注意が必要です。

また、ニホンジカの分布域は、1978（昭和53）年度調査から2020（令和2）年度調査の間で約2.7倍に拡大していることが確認されました。特に、2003（平成15）年度調査以降、東北地方での分布域が拡大し、2020（令和2）年度調査では青森県及び秋田県で広く分布が確認されるようになりました。北陸地方や中国地方でも、モザイク状だった分布が面的に連続して存在するような変化が確認されています（図1-3）。

イノシシの分布域は、1978（昭和53）年度調査から2020（令和2）年度調査の間で約1.9倍に拡大していることが確認されました。特に、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた積雪地域や島嶼部でも生息が確認されるようになっていきます（図1-4）。

関連資料は、環境省のウェブサイト（<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture6.html>）に掲載しています。

※北海道におけるニホンジカの個体数については、北海道が独自に推定を実施していません（2021（令和3）年度末では東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3～20万頭と推定）。北海道の推定結果は、他の地域の推定結果と科学的に妥当な方法で足し合わせる事が困難なため、本推定では別で取り扱うこととしています。

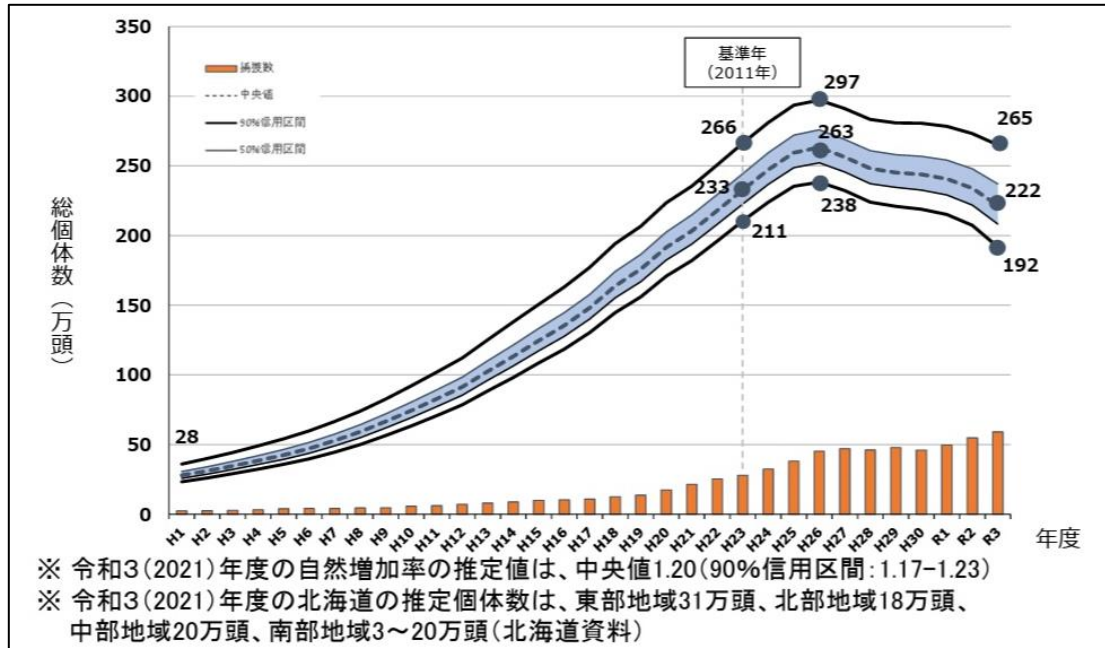


図 1-1 ニホンジカ（本州以南）の個体数推定結果

環境省報道発表資料 URL : https://www.env.go.jp/press/110760_00001.html

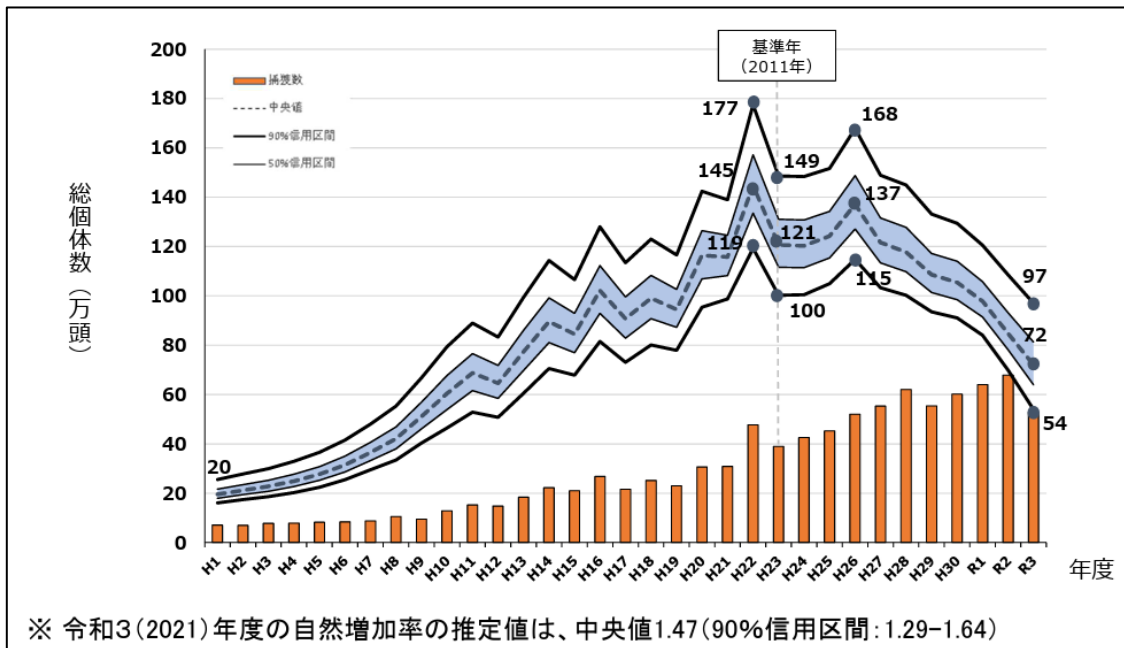


図 1-2 イノシシの個体数推定結果

環境省報道発表資料 URL : https://www.env.go.jp/press/110760_00001.html

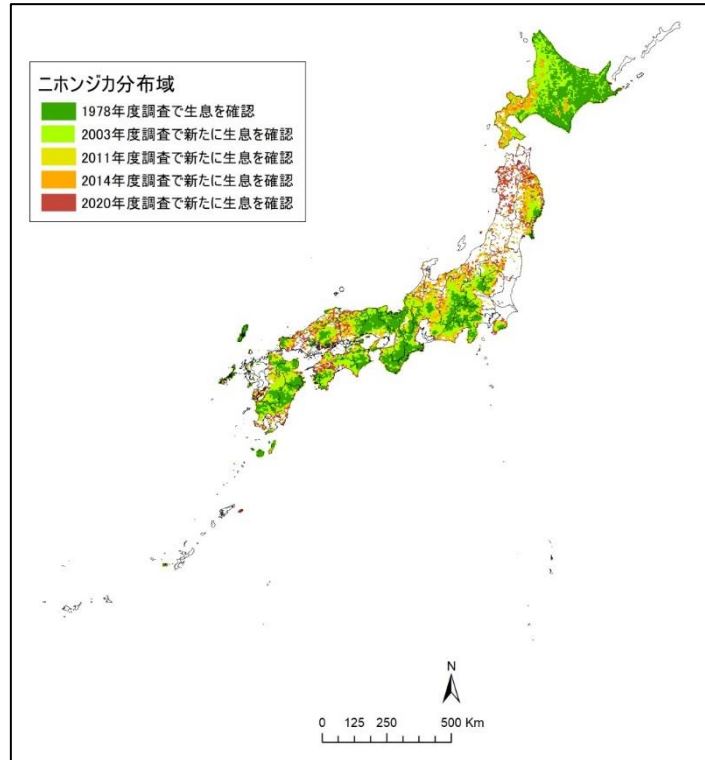


図 1-3 ニホンジカ分布変遷

環境省報道発表資料 URL : <https://www.env.go.jp/press/109239.html>

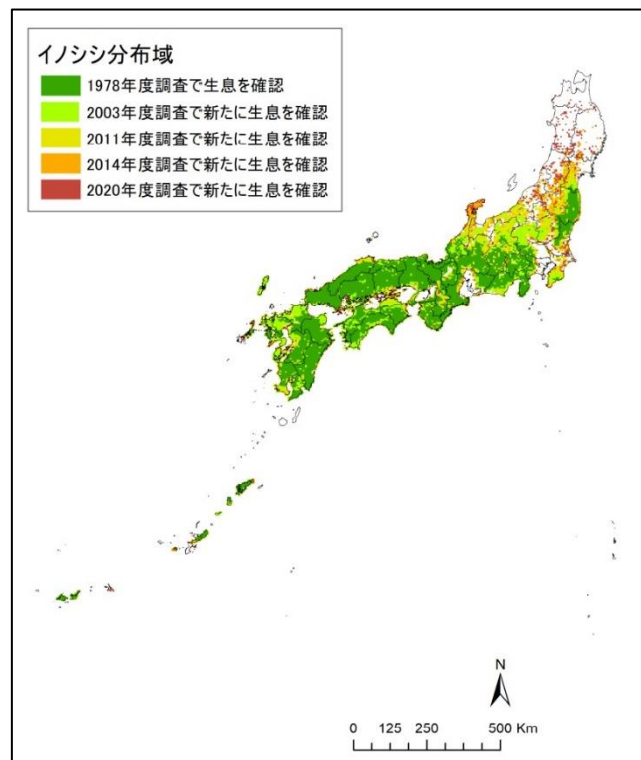


図 1-4 イノシシ分布変遷

環境省報道発表資料 URL : <https://www.env.go.jp/press/109239.html>

増加したニホンジカによる具体的な影響として、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、下層植生の食害による林床植生の消失、不嗜好性植物の増加等が挙げられます。これらにより、森林や草原の衰退、そこに生息する様々な生物に影響を与えられ、生物多様性の低下を引き起こすおそれがあります。また、ニホンジカによる摂食や踏圧の影響で、高山帯のお花畑の消失や、土壌の流出などの影響も確認されており、水源涵養や国土保全等の森林がもつ公益的機能を低下させ、斜面崩壊による土砂災害を引き起こすことも懸念されています。

こうした被害のみならず、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害額は、2022（令和4）年度では約156億円発生しています。2010（平成22）年度には約239億円の被害額が発生しており、過去と比較すると減少傾向にありますが、内訳をみると、イノシシの被害金額が前年度に比べ減少している一方、ニホンジカは増加しています。（図1-5）。

また令和4年度における、ニホンジカ等の野生鳥獣による森林被害面積は全国で約5千ヘクタール発生しています。このうち、ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約7割を占めています（図1-6）。

さらに、大型獣が集落に出没して住民にけがを負わせる、大型獣と列車や自動車との衝突事故が増加する等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつあります。

イノシシによる人身被害は、2023（令和5）年に32件（暫定値）発生しています。

また、国土交通省によると、直轄国道におけるロードキル件数は7.0万件発生しています。内訳をみると、犬・猫がもっとも多く29%を占めますが、ニホンジカが8%、イノシシが1%と、大型獣のロードキルも発生しています。大型獣との接触は、重大な交通事故につながるおそれもあります（図1-7）。

北海道では、エゾシカが関係する交通事故発生件数（届出件数）が、2022（令和4）年では4,480件発生しています。その特徴として、年間発生件数の約4割が10月から11月にかけて発生しており、時間帯では7割以上が16時から24時の間に発生しています。

また、エゾシカが関係する列車支障発生件数は全道で4,273件発生しています（図1-8）。鳥獣被害は、被害額として数字にあらわれるものばかりではありません。中山間地では、鳥獣被害に悩まされた結果、営農意欲が減退して耕作を放棄する、あるいは中山間地での生活を放棄するケースがあります。これらによって生み出される耕作放棄地や深刻化する過疎化は、鳥獣の人里への出没を容易にします。そうした結果、これらの被害が激甚化・深刻化することが予測されます。

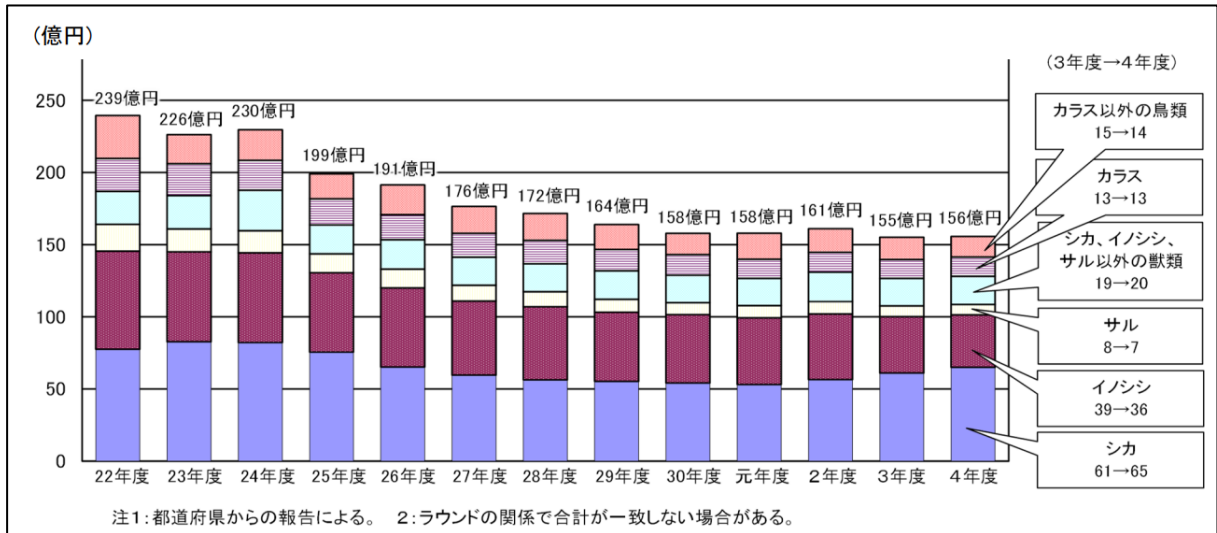


図 1-5 野生鳥獣による農作物被害金額の推移 (令和 4 年度)

農林水産省ウェブサイト

URL : https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/attach/pdf/index-28.pdf

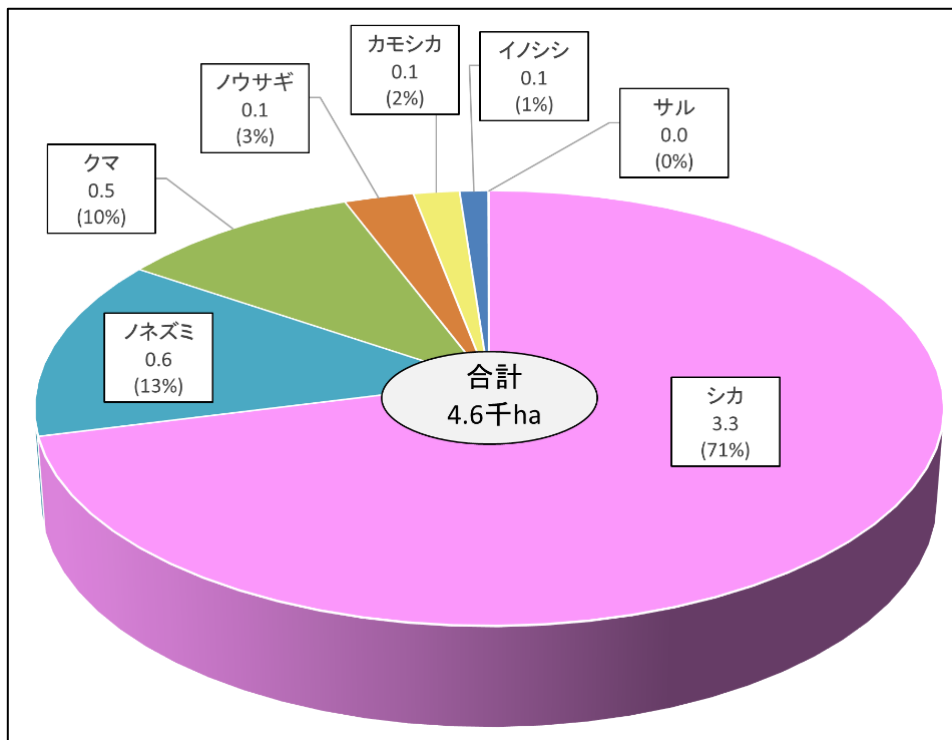


図 1-6 主要な野生鳥獣による森林被害面積 (令和 4 年度)

(都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計。)

林野庁ウェブサイト URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

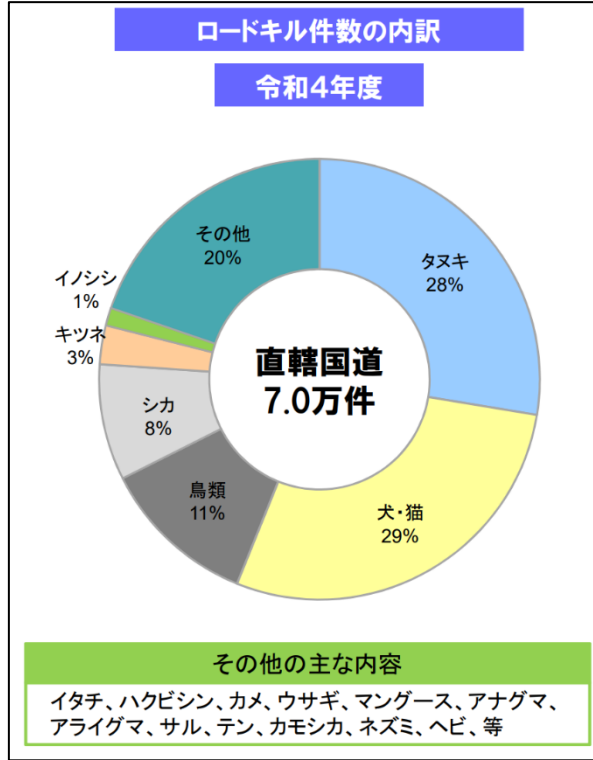


図 1-7 国土交通省直轄国道における落下物処理の実施状況（2021（令和3）年度）

国土交通省ウェブサイト URL : <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/ijikanri/ijikanri.html>

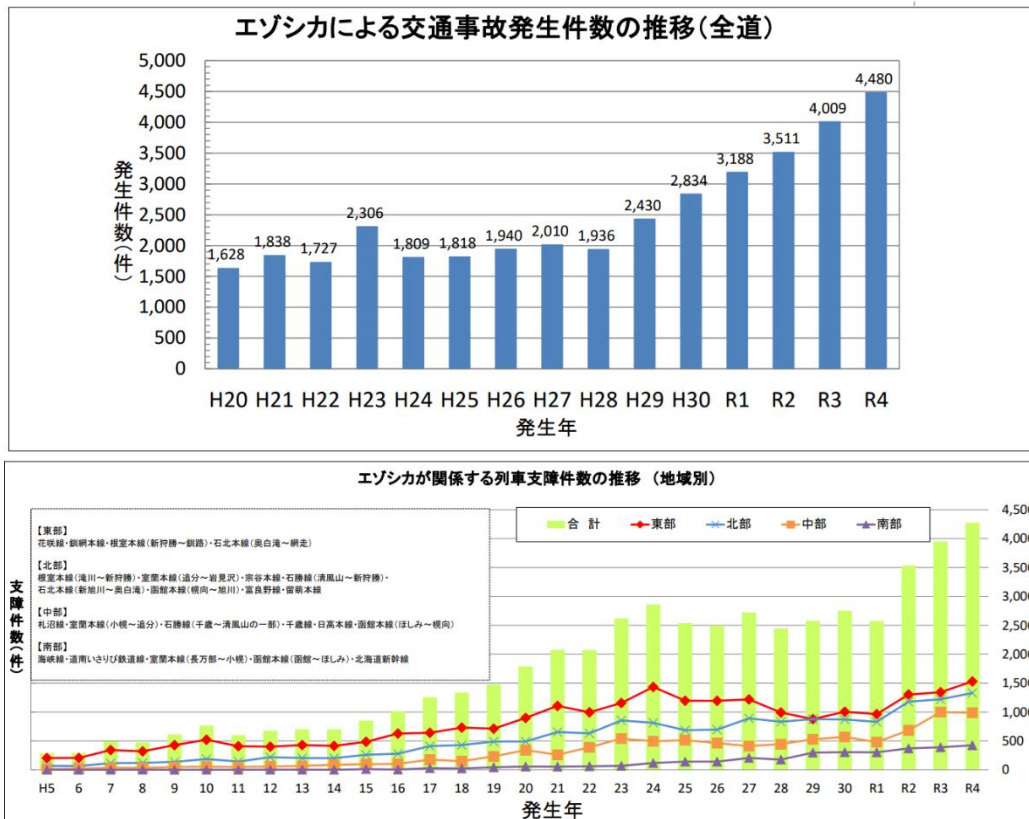


図 1-8 エゾシカが関係する事故件数

北海道庁ウェブサイト URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/hokakutaisaku.html>

1.1.2 捕獲の現状（捕獲数の増加と目的の変化）

2022（令和4）年度のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は、それぞれ約72万頭、約59万頭であり、この十数年間でそれぞれ大幅に増加しており、許可を受けて行う捕獲数が狩猟による捕獲数を上回っています（図1-9）。この結果、ニホンジカ及びイノシシについては、生息数の増加が抑えられている地域もあります（図1-9）。

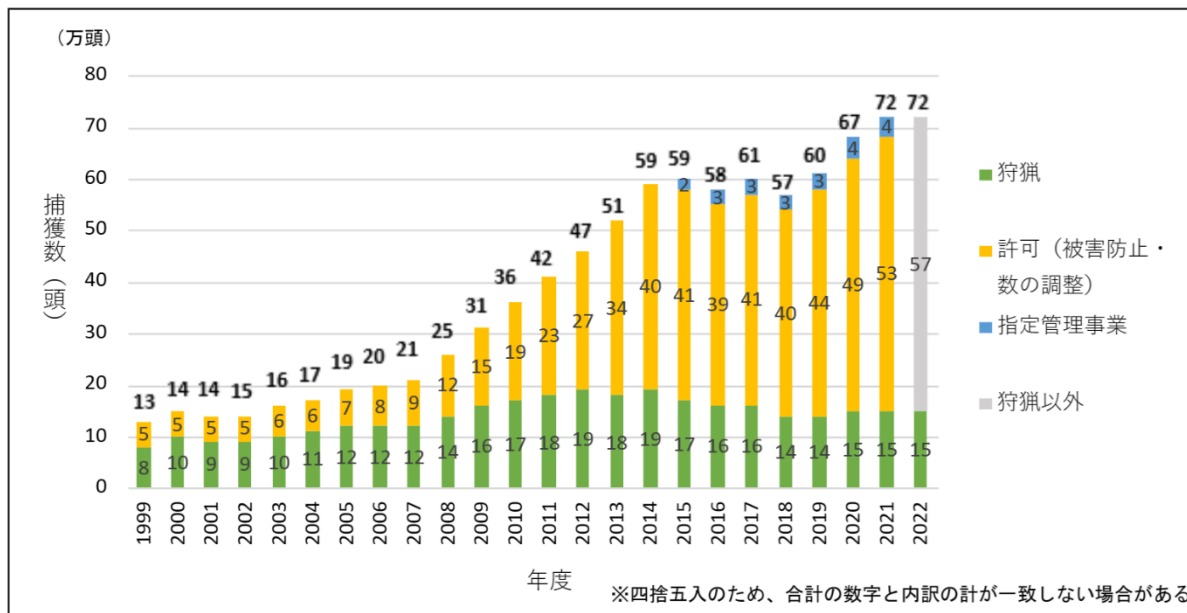


図1-9(1) ニホンジカの捕獲数の推移 環境省資料から

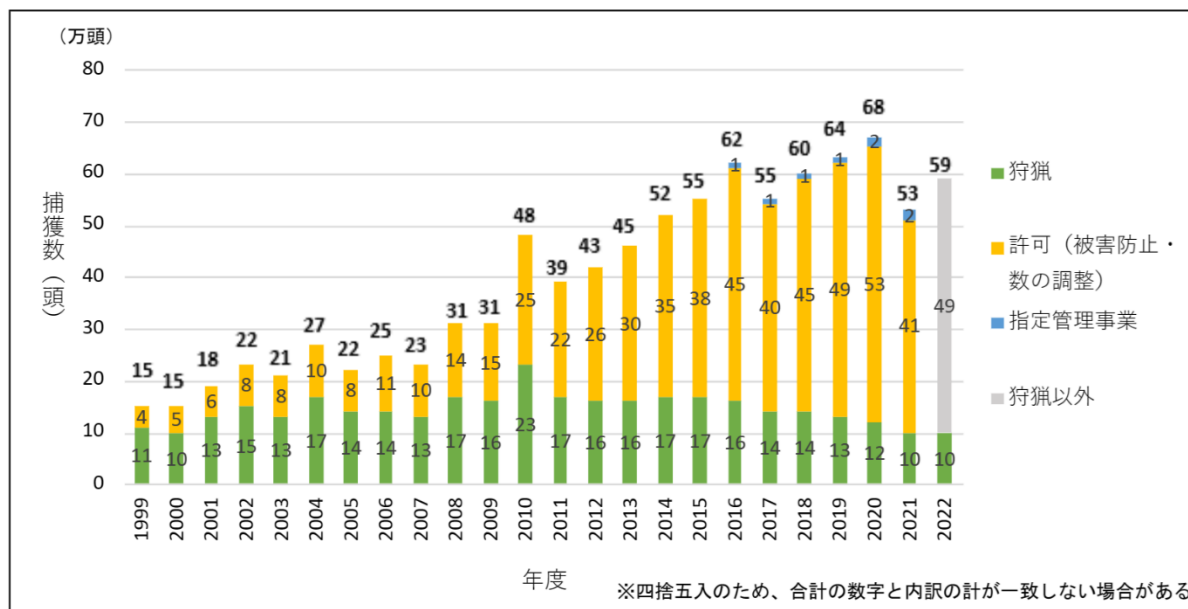


図1-9(2) イノシシの捕獲数の推移 環境省資料から

1.1.3 鳥獣捕獲の担い手の現状

鳥獣捕獲の主たる担い手である狩猟免許所持者は、1975（昭和50）年度以降大きく減少

し、2012（平成 24）年度には過去最低の約 18 万人にまで減少しました（図 1-10）。このような状況を受けて、環境省では網猟・わな猟免許の取得年齢の引き下げや、認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした狩猟税の減免措置を実施したほか、狩猟免許の取得促進を目的としたフォーラムの実施などの取組を行いました。その結果、その結果、新規の狩猟免許取得者は増加し、2019（令和元）年度は約 22 万人と持ち直しています。ただし、2008（平成 20）年度以降は 60 歳以上の狩猟免許所持者の割合が全体の約 6 割を占め（図 1-11）、依然として高齢化している状況にあることから、引き続き捕獲等を行う担い手の育成が求められています。

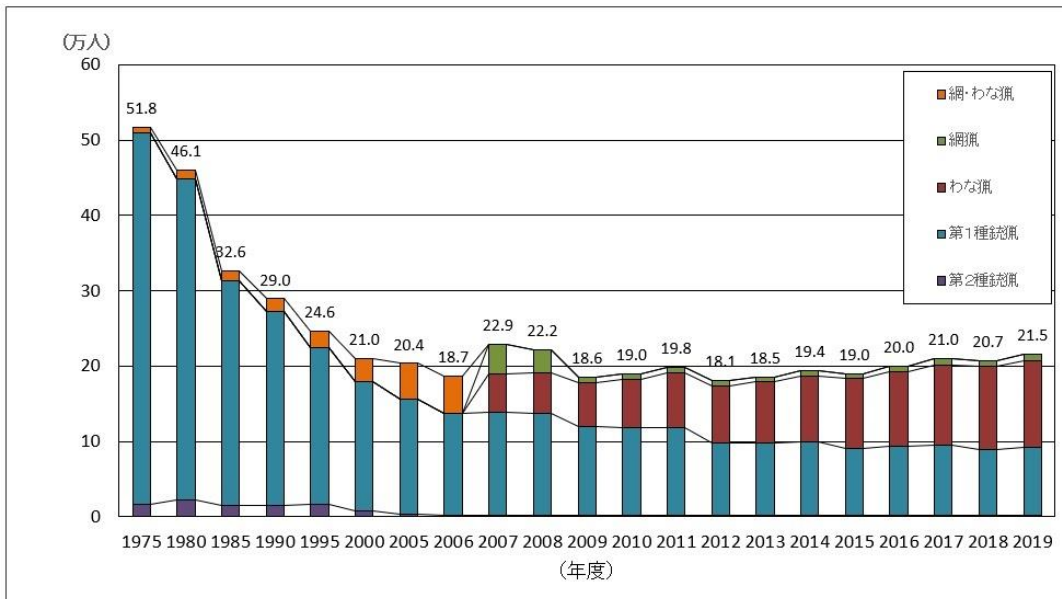


図 1-10 狩猟免許所持者数（種別）の推移 環境省資料から

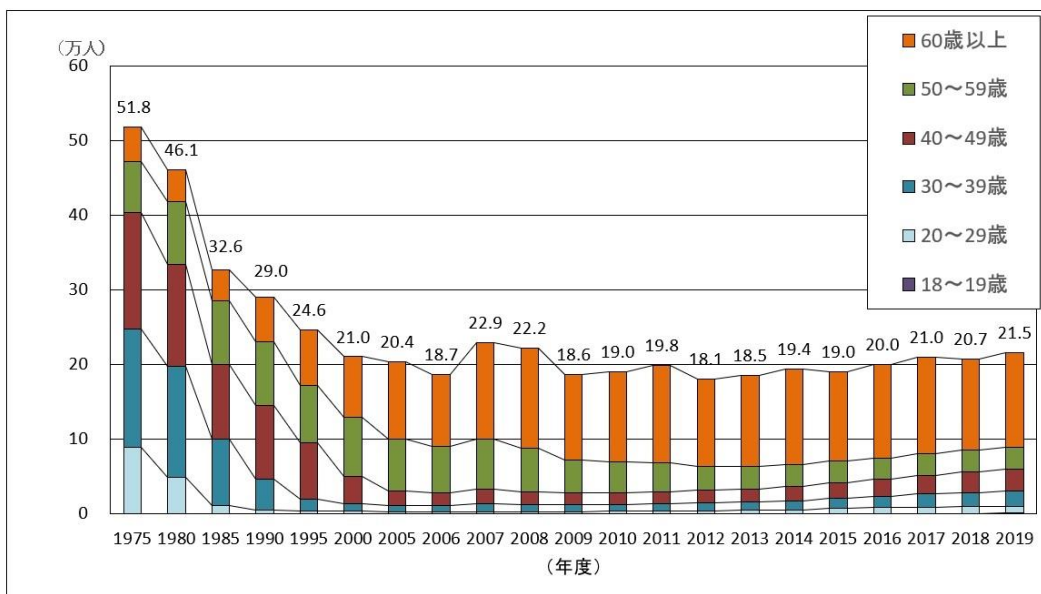


図 1-11 狩猟免許所持者数（年齢別）の推移 環境省資料から

前述したように、鳥獣捕獲の担い手確保のため、環境省や都道府県をはじめ各行政機関では狩猟免許取得者の確保に努めてきました。その結果、近年はわな免許を中心に、新たに狩猟免許を取る人も増えています。

しかしながら、初心者にとって鳥獣の捕獲は決して簡単なものではありません。現実には、ある地域の調査結果では、捕獲のためにわなを導入した集落のうち、年間の捕獲頭数が0頭の集落が36%、2頭以下を含めると52%も占めていました（図1-12）。

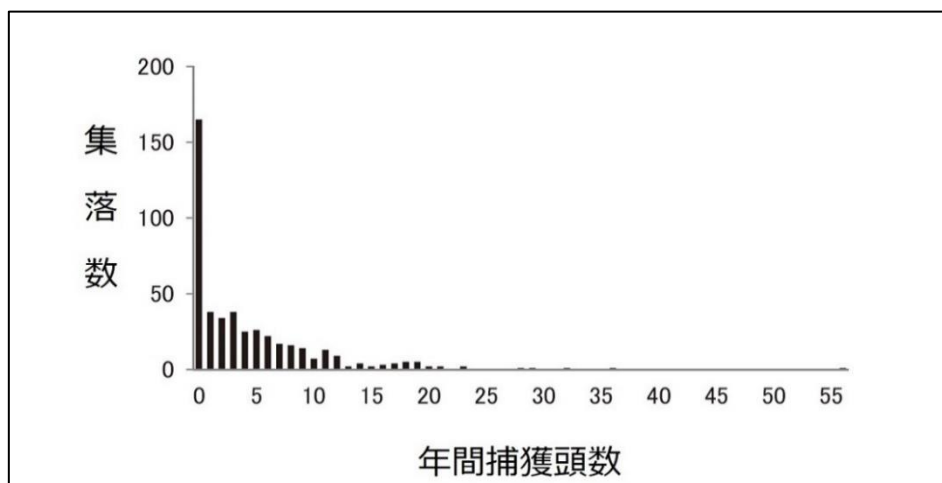


図1-12 わなを導入した集落の年間捕獲頭数

捕獲わなを導入した460集落を調査したところ、まったく捕獲ができなかった集落が36%（165集落）あり、52%（237集落）の集落では捕獲頭数は年間2頭以下だった。（兵庫ワイルドライフモノグラフ7号）

また、狩猟期間の銃猟においても、登録者のうち、ニホンジカやイノシシを、1頭も捕獲していない狩猟者が37%、2頭以下を含めると55%にも上っていることがわかりました（図1-13）。

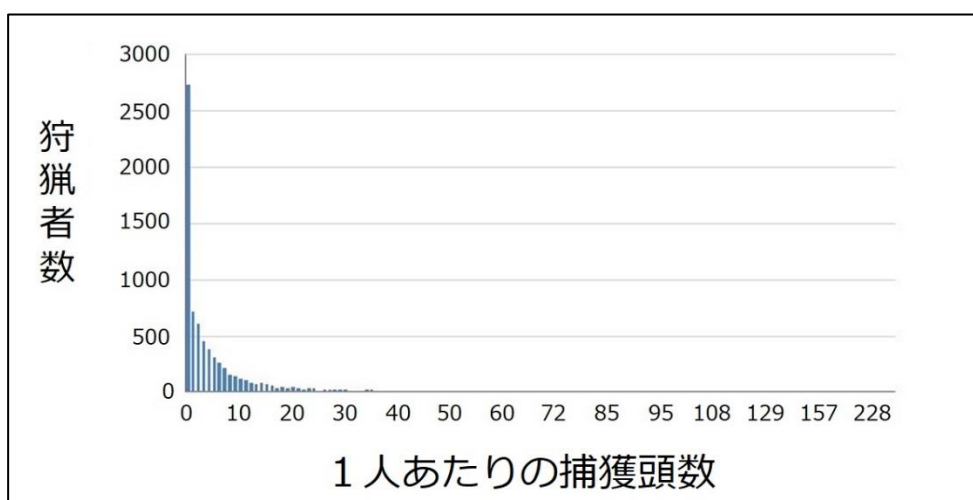


図1-13 狩猟期間の銃猟登録者における1人あたりの捕獲頭数

平成22～24年度の3年間の銃による狩猟における、のべ7,350人53,408頭のシカ捕獲のデータより分析
1年間の猟期あたりの捕獲数をみると、登録した狩猟者のうち37%が捕獲ゼロ、55%が2頭以下であった。5頭以上捕獲している16.6%の狩猟者が、全体の76%の頭数の捕獲をしていた。なおこの期間中は、シカ1頭あたり2,500～6,500円/頭の報償費が支払われていた。（兵庫県森林動物研究センター調べ）

これらのことは、鳥獣の捕獲は、狩猟免許や銃の所持許可があれば、すぐにできるような簡単なものではないことを示しています。つまり、狩猟免許取得者を単純に増やす、ということだけではなく、確実に捕獲ができる人材を、知識・技術面から支援するとともに、そのような人材が捕獲に従事できるような環境を整備する必要があるといえます。

1.2 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の必要性

野生鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つです。野生鳥獣を適切に保全し、生物多様性や生態系の機能を維持し、子孫に引き継いでいくことは私達の重要な責務です。一方で、生活環境の保全や農林水産業の健全な発展のために、被害防止の対策を講じたり、生息数や分布域を抑制することが必要な場合もあります。

野生動物の生息状況や、野生動物と関わる人の暮らしは、時代とともに変化していくものです。また、同じ時代においても野生動物への対応については、様々な意見があります。これらの対立する意見を調整していくには、課題となっている生息状況や被害の状況をできる限り客観的に把握し、適切な対策を選択していく必要があります。客観的なデータや見込みを提示して、合意できる目標に向けて一つ一つ意志決定を進めていく科学的・計画的な保護及び管理が求められます。

近年では、ニホンジカやイノシシ等については、被害や生息個体数の動向がおおよそ把握できるようになってきました。これらの集計や推定には誤差もありますが、私達の置かれている現状や課題を明確にし、全体的な方針を意志決定するためには重要かつ効果的な指標となっています。これらの現状把握や将来予測の精度を向上し、現状の客観的な理解を深めることで、野生動物対策について国民の共通理解を醸成していく必要があります。

1.2.1 順応的管理（PDCA サイクル）

野生動物の増減のような自然現象は、当初から全貌を把握するのは難しく、不確定な要素に左右されます。このような条件の中でも、科学的検証を繰り返しながら、経験則に基づいて、適切な対策を選んでいくことが必要です。そのために順応的管理と言う考え方があります。

実施する対策や将来予測の妥当性は、事前には、それまでに得られている調査結果や科学的な知見に基づいて検討するしかなく、事後には、対策を実施した結果によって評価することができます。まず、対策を企画立案する段階では、予測や対策に科学的な根拠があるか、科学的な原理に沿っているかを事前に検証しながら、施策の方針を検討する必要があります。例えば、ニホンジカの被害を減らす事が目的であれば、「個体数を減らせば被害が減るのかどうか」、「何か他の対策の方が被害を効果的に減らせるのかどうか」、その判断に科学的根拠があるかなどが科学的な検討の課題になります。また、個体数を減らす事が必要と言うことになれば、「何頭ぐらいのシカが自然に増加し、何頭ぐらいの捕獲

をしないとシカが減らないのか。」などが次の課題になってきます。

しかし、これらのことは、はじめから正確にわかることはありません。科学的根拠のしっかりしたデータは多くはありませんし、時期と場所によっても状況は変わります。現実的には、試しに捕獲をしてみて、「個体数の変化まではわからないけど、被害は減った。」

「〇頭ぐらいの捕獲では被害は増えるだけだったが、××頭以上捕獲すると被害が減り始めた。」などといった事実を積み重ねることで、徐々に「このエリアで、この程度の密度指標と被害なら、年間何頭ぐらいの捕獲が必要。」「被害をこの程度にするには、密度指標はこの程度まで落とす必要がある。」等の知見を得ていかななくてはならないのです。このように、試行錯誤しながら効果的な対策や適切な捕獲の規模を確認していく事が重要です。時には、こうすれば効果があるはずだという仮説を立てて、その対策を実施し、効果があったかなかったかを検証していくことも、科学的な作業の一つです。

このように、計画策定 (Plan) →実施 (Do) →評価 (Check) →改善 (Action) の手順を繰り返しながら、事業を継続的に改善させ向上させていく方法を、「順応的管理」とか、「PDCA サイクルを回す」などと言います。

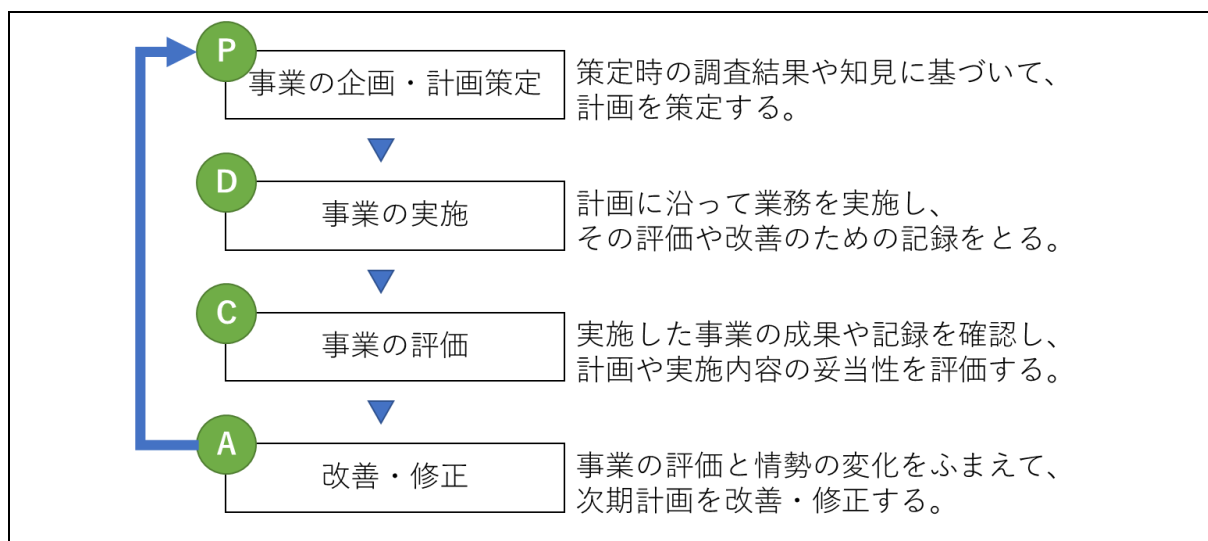


図 1-14 順応的管理 (PDCA サイクル)

順応的管理のためにはデータの蓄積と分析が重要です。つまり、被害や生息状況に関する情報とあわせて、捕獲業務等の対策を実施する際に正確な記録を残し、次の科学的な分析に活用できるようにする必要があります。その記録と分析において、対策を実施する事業者の役割は重要です。例えば、当初の計画に沿って所定の業務を行うことで、その業務の効用や効率性を明らかにでき、次に行う対策の選択に活かされます。また、業務内容を正確に記録し、分析すると、捕獲効率や捕獲に必要な労力や経費などが明確にでき、これも次の対策に活かされます。このように、業務を計画的に実践しながら、必要なデータを記録し、意志決定や業務の改善につなげていくことが欠かせないのです。

このような事業者による業務の記録や分析の集積は、広域的な野生動物の保護及び管理にも活かされていきます。例えば、第二種特定鳥獣管理計画では、軽減を目的とする被害などの指標、生息数や分布の指標などを選定して継続的に把握し、対策の効果を検証する必要があります。ここに、作業量や捕獲数、捕獲効率の変化などの事業者からの情報が、各種の調査データと組み合わせられて分析され、活かされることとなります。

野生動物対策に投入される費用は徐々に増加しています。その多くが行政施策によるものであり、税金でまかなわれています。その支出が適正であるか、費用対効果は妥当かなどについて、より厳しい国民の目が向けられることとなります。野生動物対策には相当な労力や費用がかかるものですが、私達は、一つ一つの事業に科学的根拠をもち、計画的に実行し、事後検証し、業務を改善していく責務があるのです。そして、行政機関は、この過程を一般の納税者にわかりやすく説明していく必要があります。事業者は、その説明責任の一端を担い、適切に計画を遂行し、根拠となるデータをしっかりと報告しなければならないのです。

1.3 鳥獣の管理の強化

1.3.1 認定鳥獣捕獲等事業者制度導入の経緯

これまで述べたような状況を踏まえ、2013（平成 25）年 12 月、環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を共同で取りまとめ、この中で、2023（令和 5）年度までにニホンジカ、イノシシの個体数を半減させることを目指すこととしていました。この目標については、2023（令和 5）年 9 月に捕獲強化対策と捕獲目標を延長し、2028（令和 10）年度までにニホンジカ、イノシシの生息頭数を半減し、捕獲圧を維持することを掲げています。

また、2014（平成 26）年 4 月に両省がとりまとめた「被害対策強化の考え方」においては、同じく 10 年後の 2023（令和 5）年度までに、ニホンザルについて「加害群の数の半減（被害防除対策を並行して実施し、群れの加害度を下げることを含む）」を、カワウについて「被害を与えるカワウの個体数の半減」を、それぞれ目指すこととしました。いずれの種についても、捕獲等をはじめとする対策を強化し、種の特性に応じた、効果的な対策を進めていく必要があります。

環境省の中央環境審議会においては、2012（平成 24）年 11 月に環境大臣の諮問に応じ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成と、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けた議論が行われ、今後講ずべき措置について平成 26 年 1 月に答申が取りまとめられました。この答申においては、直面する課題に対して、取り組むべき最優先事項を「都道府県による捕獲の強化」と「鳥獣管理体制の強化」とし、被害防止のための捕獲の促進に向けて、国の指導力の発揮や、国民理解の醸成が必要であるとされました。

これらを踏まえ、2014（平成 26）年に鳥獣保護管理法を改正し、認定鳥獣捕獲等事業者

の制度を含む、鳥獣の管理を促進する措置を新たに導入することとしました。

これまでの捕獲は、主に狩猟者の協力により、地域の中の相互扶助の精神に基づいた活動に支えられてきました。しかし、捕獲対策の強化が求められている中、捕獲に従事する狩猟者の負担は急激に増加しています。鳥獣の捕獲は、専門的な技術が必要な上に危険も伴う作業です。これまでのボランティア的な作業だけでは、今後、担い手の確保や維持がますます困難になっていくでしょう。

このような中で、認定鳥獣捕獲等事業者とその捕獲従事者には、社会の要請に沿った適切な捕獲事業の実施と、そのための体制作りが求められています。

1.3.2 認定鳥獣捕獲等事業者の責務について

認定鳥獣捕獲等事業者には、事業者としてのメリットがあると同時に、社会の要請に応える責務が生じます。事業者は、発注者と従事者の間に立って、大きな責任とリスクを背負って、事業を実施していくことが求められます。特に、発注者に対しての受託や請負者としての契約上の責任と、従事者に対しての使用人としての責任は重要です。これまでの経緯からもわかるとおり、認定鳥獣捕獲等事業者には、「十分な安全管理体制」及び「適切かつ効果的な捕獲等の実施」と、そのための「捕獲等を実施する体制の確保」が求められています。これらの要請は、発注者と従事者の双方に対する責任に対応しています。これらの二つの責任は不可分なものであり、両方を成り立たせ全うする事が、事業者の役割です。

1.3.3 発注者に対する責務 —適切かつ効果的な捕獲等の実施に向けて—

事業者として「適切かつ効果的な捕獲等の実施」は、捕獲等事業の発注者に対して、受注者としての責任を的確に果たすことで実現していくことになります。すなわち、社会の要請や上位計画に基づいて、発注者が決めた仕様に沿った作業を、契約に基づいて適切に実施することです。そのためには、従事者を確保し、技術的な訓練を行い、指揮命令系統のもとで適切に業務の管理をすることが求められます。また、業務の履行や安全管理、法令遵守の上で、問題が生じそうであれば、是正の対策をとる必要があります。これらの基盤を確保するために、もう一つの責務である体制の確保の必要性が出てきます。

また、不測の事故等の際には、そのために起こった損害に対して、発注者、事業者、従事者の間の役割や権限に応じて、責任や費用を分担する必要があります。発注者と従事者の間に立つ事業者は、適切にこれを処理し、責任を全うしなければなりません。事前にリスク分担と責任の範囲を明確にし、万一の際にも適切な対応をとる準備をしておくことも事業者の責務になります。

1.3.4 従事者に対する責務 —捕獲等を実施する体制の確保に向けて—

「捕獲等を実施する体制の確保」は、従事者との契約関係から始まります。適切な条件で従事者を雇用し、従事者の技術力を高めるために指導し、安全を確保することです。雇用に当たっては、労働関連の諸法を遵守することが基本になります。さらに、継続的に体制を維持するためには、安定した継続的な雇用を維持することが求められます。

また、従事者の技能の向上や制度や社会環境の変化に合わせた研修等も、事業者の重要な役割になります。制度上定められている最低限の条件をクリアするだけでなく、より効果的な人材育成を行っていくことで、事業者が差別化され、競争力が高まります。

趣味としては楽しい狩猟であっても、業務としての捕獲は、それとは異なる責務や作業が課されます。現実には「きつい」「きたない」「きけん」といった要素を含む業務です。そのなかで、従事者の雇用確保に必要な待遇や制度を整え、安全に業務に就いてもらう体制を作らなくてはなりません。昨今の人材確保が困難な現状や、働き方の改革が求められる中で、事業者はより高度な対応を求められています。

1.3.5 適切な発注と受注に向けて

捕獲等の業務については、発注者側も受注者側も業務実績が少なく、適切仕様や単価、歩掛等が、まだ確立していない分野です。また、同じ作業をしても、得られる成果が、場所や時期、事前に把握できない自然環境等の条件によって大きく左右されます。さらに、事業者の技術力や実績が評価しにくいのが現状です。捕獲等事業は、二重三重の不確定要因の中で、試行錯誤によって、業務の改善や最適な仕様の検討を進めていくべき段階にあります。発注者、受注者がともに客観的なデータを共有して、試行錯誤を前進させていかなければ、業務改善は実現できません。そのための提案や情報整理、データの提供などが、野生鳥獣の保護と管理全体のためにも、事業者の事業継続のためにも、従事者の確保のためにも、重要な課題となっています。

また、行政機関の会計規則等に従い、適切な事業者間の競争原理を働かせて、捕獲等事業全体の質を高めていく努力が求められます。

2 認定鳥獣捕獲等事業者に関する法令

2.1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

2.1.1 法の目的

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としています。

この目的を達成するため、鳥獣保護管理法には、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に係る危険の予防に関する規定等が定められています。

なお、鳥獣保護管理法では、「鳥獣」を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義しています。

2.1.2 鳥獣保護管理法の施策体系

鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とするものです。これらの事務については、地域の状況に応じて行うことが重要なため、一部の国の事務を除いて、都道府県が国の指針（※）に即し鳥獣保護管理事業計画を策定して実施しています。

2014（平成26）年に改正された鳥獣保護管理法では、これまでの計画制度について、新たに法目的に加えた「鳥獣の管理」を含む計画制度に見直し、都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改めました。

また、従来、「その数が著しく増加又は減少している鳥獣」を対象に策定することになっていた「特定鳥獣保護管理計画」について、保護のための計画（第一種特定鳥獣保護計画）と管理のための計画（第二種特定鳥獣管理計画）に区分しました。

なお、鳥獣の管理とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点からその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを指しています。

※鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

国全体としての鳥獣行政の方向性について示したものを、都道府県はこれに即して鳥獣保護管理事業計画を作成する。基本指針は鳥獣の保護及び管理の状況の変化並びに社会的変化に応じて、5年ごとに見直される。

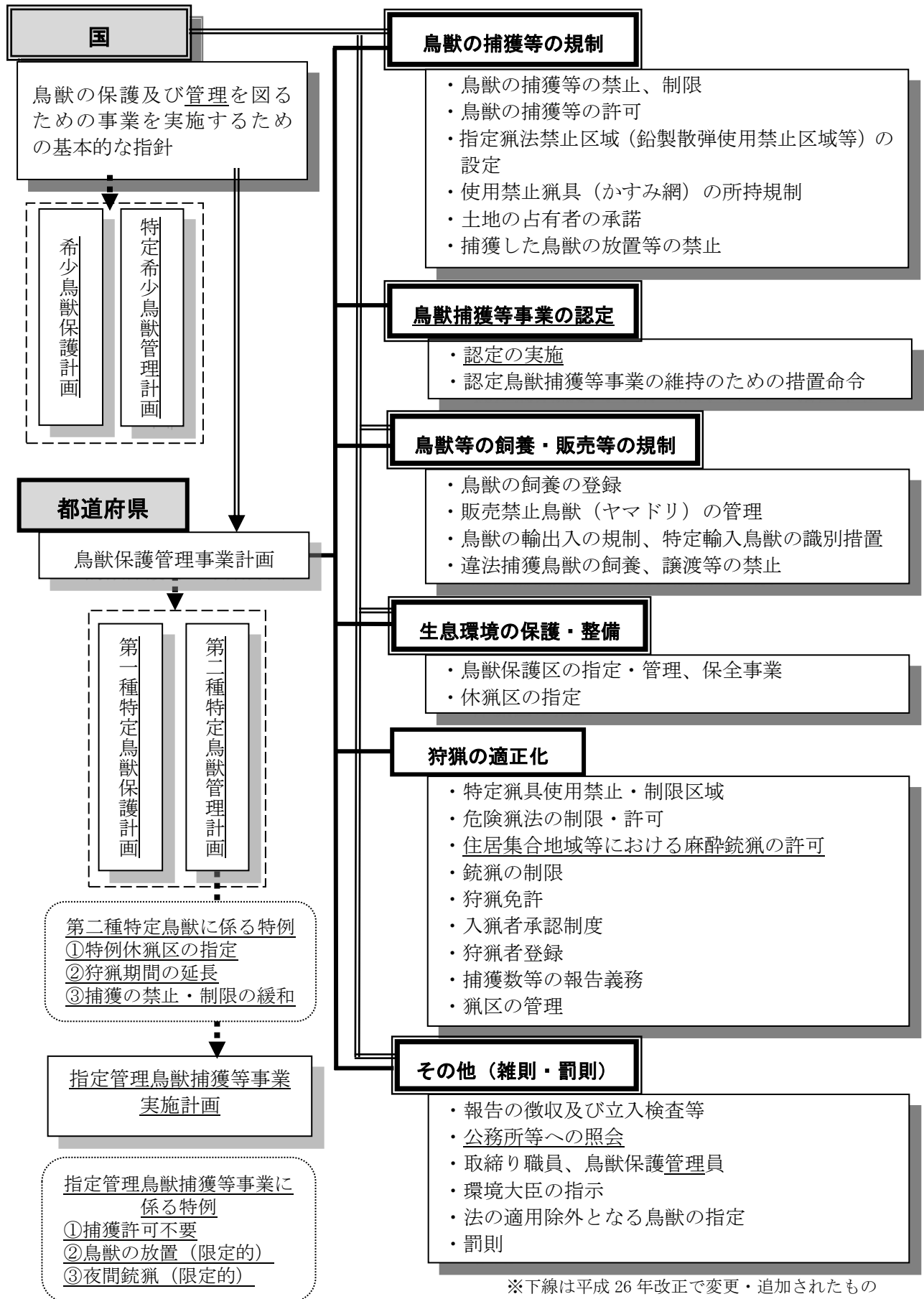


図 2-1 鳥獣保護管理法の施策体系

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)

の一部を改正する法律について 【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める(第4条)。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

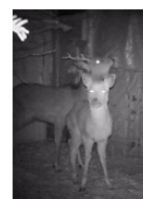
都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下**※で**夜間狩猟を可能とする等の規制緩和**を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日施行 (一部は公布日施行)

図 2-2 鳥獣保護管理法の一部を改正する法律について

2.1.3 鳥獣保護管理法における各主体の役割

鳥獣保護管理法では、国、地方公共団体、事業者、民間団体、市民、専門家等が、役割を分担しながら鳥獣保護管理に取り組むことになります。

① 国

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進します。

② 地方公共団体

都道府県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画の作成により、科学的で、計画的な鳥獣保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施します。特に、平成 26 年の鳥獣保護管理法の改正により、全国的に集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定するとともに、市町村等が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行い、さらに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施します。

市町村については、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるほか、特に農林水産物の被害防止対策等、鳥獣保護管理における市町村の役割が増大していることから、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護管理事業を実施します。

③ 事業者、民間団体、市民

鳥獣保護管理を行う民間団体や市民は、行政との連携を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待されます。

特に、鳥獣の管理が必要な地域においては、地域住民が一体となって、未収穫作物や生ゴミ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努める必要があります。

④ 専門家等

専門的な知識及び技術等を有している専門家や民間団体は、必要に応じて、地方公共団体等に対し、科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待されます。

2.1.4 鳥獣の捕獲等の種類

鳥獣保護管理法では、従来の狩猟、許可捕獲に加えて、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲が位置づけられました（表 2-1）。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県または国の機関が実施する事業であり、実施主体である都道府県または国の機関はその事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができます。本事業では、科学的な視点をもち、計画、実施、成果の検証、計画へのフィードバック、という流れに沿って実施することが求められます。また、こうした流れを実践するためには、事業者が捕獲情報の記録や作業記録を確実にを行い、検証に備えることが求められます。

表 2-1 鳥獣捕獲の枠組みの違い

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理		
			被害防止	個体数調整	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣 指定管理鳥獣（ニホンジカ・ イノシシ）	
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の 狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

◇◇認定鳥獣捕獲等事業者制度と鳥獣被害対策実施隊制度との違いについて◇◇

鳥獣被害対策実施隊は、農林水産業への被害防止を目的として、市町村長が市町村職員から指名する者又は対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者で構成されます。鳥獣被害対策実施隊の隊員に任命される等した捕獲者は、当該市町村の非常勤職員として捕獲等を行い、市町村から報酬が支払われているほか、別途、市町村から捕獲数に応じて捕獲報償費が支払われている場合があります。

一方、認定鳥獣捕獲等事業者は、捕獲等の担い手を育成・確保するため、都道府県知事が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることを認定した、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人です。認定鳥獣捕獲等事業者である法人が、仕様書等に基づき、発注者と捕獲等業務について委託等の契約を交わします。通常は捕獲等業務を終了した旨を業務報告書等により発注者に報告した後、捕獲等業務を適切に終了した対価として、契約金額が法人に対して支払われます。当然ですが、法人は、捕獲従事者に適切な賃金等を支払うと同時に、適切な指揮命令系統のもとで、捕獲従事者について適切な安全管理や労務管理等を行う責任があります。

認定鳥獣捕獲等事業者が受託する主な業務として、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業が想定されます。指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣の管理を目的として、認定鳥獣捕獲等事業者への委託の下、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき鳥獣の捕獲等が実施される事業です。認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県が発注する捕獲等業務を入札し、都道府県と契約を交わし、都道府県の指示と仕様書に従って、捕獲等業務を実施し、通常は業務終了報告後に対価を得ます。捕獲従事者は、法人から適切な賃金等が支払われます（表 2-2、図 2-4）。

表 2-2 指定管理鳥獣捕獲等事業と鳥獣被害対策実施隊制度の違い

	指定管理鳥獣捕獲等事業 (認定鳥獣捕獲等事業者が 受託することを想定)	鳥獣被害対策実施隊制度
根拠法	鳥獣保護管理法（環境省）	鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）
財源	環境省の交付金が都道府県に支払われる	農林水産省の交付金が市町村に支払われる
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(都道府県作成)	被害防止計画及び緊急捕獲計画(市町村作成)
事業主体	都道府県又は国の機関	市町村等（注：事業でなく設置主体）
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が①市町村職員から指名する者、又は②対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
捕獲従事者の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う。	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある。

2.2 各法令の概論

捕獲作業の実施に際して、種々の法令を遵守する必要があります。捕獲従事者が実際の捕獲作業を行う上で遵守すべき事項はもちろん、直接手続きを行うことがなくとも捕獲従事者が認識しておく必要がある事項もあります。

一連の捕獲作業において、どのプロセスにどのような法令が関与するか、主要な法令についてまとめました（図 2-3）。

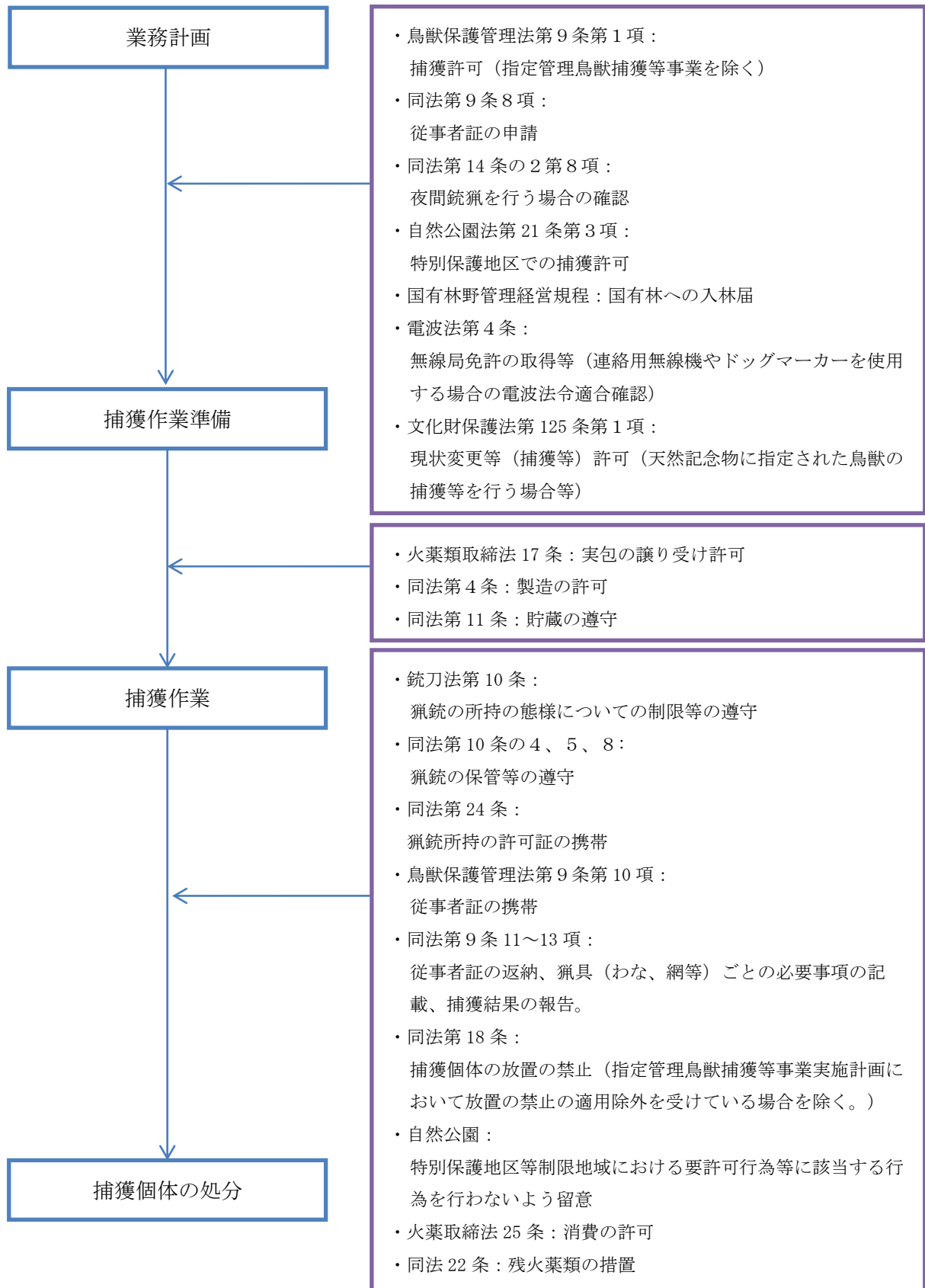


図 2-3 捕獲作業に関する主な法令

2.2.1 銃砲刀剣類所持等取締法

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」といいます。）は、銃砲や刀剣等の所持、使用等に関する危害を予防するために、銃砲の所持許可等の規制について定めた法律です。猟銃・空気銃により捕獲を行う従事者は本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 所持の態様の制限（法第10条）

銃は、人の生命や身体に危害を加えることができる危険なものです。所持許可を受けた銃は、所持許可証に記載された用途に使用する場合又は正当な理由がある場合でなければ携帯、運搬することはできません。

「正当な理由がある場合」とは修理、売買のため等、猟銃・空気銃を携帯又は運搬することが一般に正当な理由があると認められる場合をいいます。また、「用途」とは正当な用途を意味し、例えば狩猟用途となっても違法な狩猟をするためのものは正当な用途のための携帯、運搬とはいえません。

銃を携帯、運搬する場合は、事故防止のため銃に覆いをかぶせるか容器に入れなければなりません。また、用途に従って射撃する場合のほかは、銃に実包、空砲又は金属性弾丸を装填してはいけません。例えば鳥獣の捕獲等の実施中であっても明らかに銃を発射する必要がないときや、銃を発射することができない場所等において実包等を装填していることは、不法な装填に当たります。

猟銃・空気銃を発射できるのは、所持許可を受けた用途に使用する場合に限定されます。

銃を発射する場合には、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないように注意しなければなりません。実害が発生しなかったとしても違反になります。

(2) 銃砲等の保管（法第10条の4）

猟銃・空気銃の所持者は、原則として許可を受けた銃を自ら保管しなければなりません。

銃を自ら保管する場合は、自分の手で保管し、かつ、自分以外の者に所持させることのないようにしなければなりません。

ガンロッカーの鍵を他人に預けたり、居室内であっても銃を壁に立てかけ、又は床の間に置く等家族や知人が自由に持ち出せるような状態にしておくことは、自ら保管しているとはいえません。

銃の保管は以下のような基準に適合する設備に確実に施錠して保管しなければなりません。

- 堅固な金属製ロッカー又はこれと同じくらいに堅固な構造のものであること。
- 確実に施錠できる錠を備えていること。

- 管理上支障のない場所にあること。
- 容易に持ち運びができないこと。

また、銃とその銃に適合する実包、空砲又は金属性弾丸は同一の建物内に保管しないように努めなければなりません。

(3) 帳簿の記載と保存（法第 10 条の 5 の 2）

猟銃の所持の許可を受けた者は、実包の管理状況を記録する帳簿を備えておかなければなりません。この帳簿には、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、それぞれに実包の種類・数量、行為の年月日、相手がいる場合は相手方の住所・氏名を帳簿に記載し、最終の記載をした日から 3 年間保存しておかなければなりません。

また、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、帳簿に射撃場のレシートや射票等消費の数量を証明する書面を添付しなければなりません。

(4) 射撃技能の維持向上（法第 10 条の 2）

猟銃の所持の許可を受けた者は猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければなりません。

(5) 都道府県公安委員会の検査等（法第 10 条の 6、法第 13 条、法第 13 条の 2）

猟銃・空気銃の所持者は、公安委員会からの通知により、当該銃砲若しくは許可証又は実包の所持状況を記載した帳簿を指定された警察署、交番等に自ら持参し、警察職員の検査を受けなければなりません。

この検査は、通常 1 年に 1 回行われ、以下について検査を受けます。

- 銃の構造・機能をみだりに変更していないか。
- 許可された用途に使われているか。
- 許可証は適切に所持されているか。許可証の書き換え・再交付・返納等の義務を怠っていないか。
- 実包の消費等の状況が帳簿に正しく記載されているか。

認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者として、猟銃等の保管や実包の消費等の記載等を適正に実施してください。

2.2.2 火薬類取締法

火薬類取締法（以下「火取法」といいます。）は、銃砲に使われる実包（散弾）、雷管、火薬等を含む火薬類に関する危険等を予防するために、それらの譲渡、譲受、貯蔵、消費等に関する規制について定めた法律です（猟銃用火薬類に関しては、譲受、譲渡、輸入、消費する場合は公安委員会の許可を受けることとなります）。猟銃により捕獲を行う捕獲従事者は、本法を遵守してください。特に以下について留意してください。

(1) 猟銃用火薬類の譲渡又は譲受（法第 17 条）

火薬類の譲渡譲受には都道府県公安委員会の許可を受ける必要があります。ただし、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者は、許可等の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計 600 グラム以下、銃用雷管 300 個（うちライフル銃用雷管は 50 個）以下又は実包 300 個（うちライフル銃用実包は 50 個）以下の数量を無許可で譲り受けることができます（無許可譲受け）。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、上記の許可又は狩猟者登録を受けた者と同様に、無許可譲受けの対象となります。

許可証の有効期間は 1 年以内の必要と認められた期間です。

また、猟銃用火薬類の譲受については、不必要な数量の譲り受けは厳に慎み、発注者と相談の上、適切な数量を譲り受けるようお願いします。

(2) 猟銃用火薬類の貯蔵（法第 11 条）

火薬類を貯蔵する者は、都道府県知事が設置許可した火薬庫で火薬類を貯蔵しなければなりません。実包と空包の合計 800 個以下、銃用雷管 2,000 個以下、火薬 5 キログラム以下は火薬庫外の（自宅等の）堅固な施錠できる設備に貯蔵することができます。

(3) 猟銃用火薬類の消費（法第 25 条）

猟銃用火薬類を消費する場合は都道府県公安委員会の許可が必要です。ただし、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者が鳥獣の捕獲又は駆除のために 1 日に実包と空包の合計 100 個以下、猟銃の所持許可を受けた者が射撃練習のために 1 日に実包と空包の合計 400 個以下又は鳥獣の駆逐のために 1 日に空包 100 個以下を消費する場合等は許可不要（無許可消費）となりますが、それ以上消費する場合は許可が必要となります。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、上記の許可又は狩猟者登録を受けた者と同様に、1 日につき実包又は空包 100 個まで消費することができます。

(4) 残火薬類の措置（法第 22 条）

猟銃用火薬類等を所持する者が、消費することを要しなくなった場合又は消費の許可が取り消された場合に残火薬類があるときは譲渡又は廃棄が必要です。また、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同条第 8 項の従事者証の交付を受けた者が許可等の有効期間満了の際に残火薬類がある場合においては、その許可満了日から 3 ヶ月、同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者が登録の有効期日満了の際に残火薬類がある場合については、その狩猟満了日から 1 年を経過したときも同様です。

(5) 製造の許可（法第 4 条）

火薬類の製造は、火取法第 3 条の許可を受けた者でなければ、することができません。ただし、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、経済産業省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りではありません。

前述のとおり、法第十七条第一項第三号に規定する者（鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可又は同法第 55 条第 2 項の狩猟者登録を受けた者）が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、1 日につき実包又は空包 100 個まで製造することができます。

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、1 日につき実包又は空包 100 個まで製造することができます（無許可製造）。

(6) 運搬（法第 20 条）

猟銃用火薬類を運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く）は、運搬方法等について内閣府令（鉄道、軌道、索道及び無軌条電車については国土交通省令）で定める技術上の基準等を遵守してください。船舶又は航空機により運搬する場合は、船舶安全法又は航空法の規制をそれぞれ遵守してください。いずれも盗難及び紛失に注意してください。郵送は全面的に禁止されています。

2.2.3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」といいます。）は、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するための法律です。鳥獣の捕獲を進める上で鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づき実施する捕獲が整合性のあるものでなければなりません。鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法の関係は、図 2-4 のとおりです。

鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法との連携

○ 鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が連携して実施しており、鳥獣保護管理法は生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るための全般的な役割を果たし、鳥獣被害防止特措法は農林水産業被害対策が中心となっている。

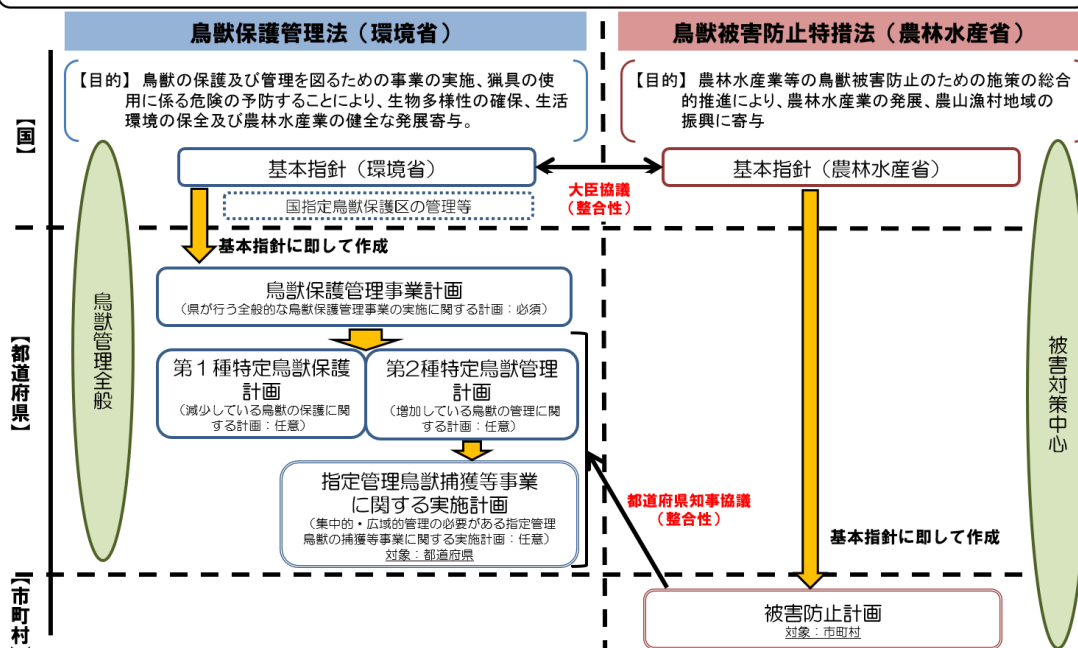


図 2-4 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

2.2.4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」といいます。）は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上に資するための法律です。

特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、特定外来生物による被害の発生を防止するために国が行う防除、公示された内容に従い環境大臣の確認または認定を受けた地方公共団体またはその他の者が防除として行う捕獲等は鳥獣保護管理法の適用は受けません（※1）。ただし、この場合であっても、下記①～⑤の行為は、原則として行わないこととされています（※2）。

- ①鳥獣保護管理法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止又は制限された捕獲
- ②同法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内における同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲
- ③同法第 35 条第 1 項で銃猟禁止区域として指定されている区域における銃器による防除
- ④同法第 36 条に基づき危険猟法として規定される手段による防除
- ⑤銃器による防除を行う場合、鳥獣保護管理法第 38 条において禁止されている行為

また、前述の場合以外における、特定外来生物の鳥獣の捕獲等は、鳥獣保護管理法に基づく許可を受けて実施することもできます。

ただし、上記の許可や狩猟により捕獲された特定外来生物（生きているものに限る）の飼養等（飼養、保管又は運搬）については、外来生物法で制限されることとなりますが、外来生物法施行規則第2条第17号により、許可捕獲や狩猟等により捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をする場合は当該制限の適用除外とされています。

※1 改正外来生物法が施行される令和5年4月1日以降は、都道府県は、防除の確認に拠らず、当該防除の内容をインターネット等の手段を活用して公示することで、外来生物法に基づく防除を行うことができるほか、市町村や民間事業者等が受けることができる確認又は認定の要件については、公示された内容ではなく外来生物法施行規則において定める防除の確認・認定の基準により判断することとなります。

※2 改正外来生物法が施行される令和5年4月1日以降は、鳥獣保護管理法第15条、第35条、第36条、第38条に係る行為については、適用除外の対象外となります。また、同法第12条により禁止又は制限された捕獲行為の一部は防除の確認・認定の基準により規制されます。

2.2.5 自然公園法・自然環境保全法

自然公園法に基づき指定された自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）の特別地域及び特別保護地区内において、工作物の新築等の制限行為を行う場合は許可が必要です。

また、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域については、自然環境保全法に基づき自然環境保全地域に指定されています。自然環境を保全することが特に必要な区域を原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に指定し各種行為が制限されています。これらの区域内での捕獲作業等を行う際は、必要な許可を得るほか、制限されている行為を行わないよう留意する必要があります。

(1) 自然公園内の要許可行為

自然公園内には当該公園の風致を維持するため、特別地域が指定されています（自然公園法第20条）。その中でも特に景観の維持が必要なところは特別保護地区に指定されています（同法第21条）。特別保護地区では動物の捕獲等の行為が制限されていますので、捕獲作業を行うには、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可が必要です。また、特別地域内においては、工作物の新築、木竹の伐採等の行為が規制されていますが、野生鳥獣による被害を防ぐためのカメラや柵の設置、指定管理鳥獣捕獲等事業に伴

う捕獲等については、許可を受けることが不要な行為も一部にあります。特別保護地区内においては、特別地域内の規制事項に加え、木竹の損傷、火入れやたき火等の行為も規制されています。そのため、捕獲を行うために当該制限行為を行う場合は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要です。さらに、都道府県が定める都道府県立自然公園においても、同様の制限があります。申請が必要な行為かどうかについては、必ず各都道府県、国立公園については環境省の自然保護官事務所等にお問い合わせください。

(2) 自然環境保全法

自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持している地域は「原生自然環境保全地域」として指定されています（自然環境保全法第 14 条）。当該地域では動物の捕獲等の行為、工作物の設置、木竹の伐採・損傷、火入れ又はたき火をすること等の行為が原則として禁止されています。また、「自然環境保全地域」の「特別地区」、「普通地区」において、捕獲を行うために工作物の新築や木竹の伐採等の制限行為を行う場合は、事前に環境大臣の許可もしくは届出が必要となりますので、各地方環境事務所又は自然保護官事務所に申請をしてください。さらに、都道府県が定める都道府県自然環境保全地域においても、同様の制限がありますので、詳細は各都道府県にお問い合わせください。

2.2.6 森林関係法令

(1) 森林法

国有林や民有林においては、森林所有者の許可等無く木竹の伐採等を行わないように留意する必要があります。

また、本法第 25 条及び第 25 条の 2 により保安林に指定された森林において、立木の伐採、立竹の伐採、立木の損傷、下草等の採取、開墾その他の土地の形質の変更を行う場合は、本法第 34 条に基づき、都道府県知事の許可が必要です。

(2) 国有林野管理経営規程

国有林野に入林するときは管轄する森林管理署等へ入林届を提出する必要があります。国有林野内では伐採作業や治山工事等のために多くの人が入林していることから、事故防止のため立入禁止区域を設定しています。森林管理署等で配布している最新の立入禁止区域図で立入禁止区域を確認し遵守するとともに、安全確保のため森林管理署等の指示に従ってください。

2.2.7 その他関係法令


(1) 電波法

連絡用無線機やドッグマーカ等を使用する場合は、電波法令を遵守してください。

指定管理鳥獣捕獲等事業等の事業で使用する連絡用無線機は、デジタル簡易無線（登録局）を推奨します。デジタル簡易無線は、無線局の登録により使用でき、操作するための無線従事者資格は不要です。また、都道府県や認定鳥獣捕獲等事業者がデジタル簡易無線を整備し、捕獲従事者が借り受けて使用することも可能です。

また、令和3年3月に電波法関連省令が改正され、アマチュア無線を社会貢献活動等で活用できることが明確化されました。この「社会貢献活動等」には有害鳥獣対策等も含まれ、条件を満たせばアマチュア無線を指定管理鳥獣捕獲等事業に使用することができるようになりました。

ただし、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められていません。アマチュア無線の使用にあたっては区域を管轄する総合通信局に確認いただき、適切に使用してください。

狩猟犬やわな等に設置する発信器（ドッグマーカ等）は、電波法に定める技術基準に適合するマーク「技適マーク 」の付いた無線設備を使用してください。技術基準に適合しない発信機の電波は、消防無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がありますので、使用しないでください。

電波法令や無線局の手続き等に関する詳細は、各地の総合通信局等にお問い合わせください。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

鳥獣保護管理法に従い、生態系に影響を与えないような適切な方法で、捕獲等をした場所に埋設された捕獲物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で禁止している不法投棄には該当しません。しかし、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、同法第19条の4に規定する措置命令の対象となります。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

(3) 文化財保護法

文部科学大臣は、文化財保護法の規定により、学術上価値の高い動植物及び地質鉱物のうち重要なものを国の天然記念物に、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定することができます。ニホンカモシカや下北半島のニホンザル等は、特別天然記念物又は天然記念物に指定されており、捕獲等をしようとするときは、同法第125条第1項の規定により、現状変更等についての文化庁長官の許可を受けなければなりません。文化庁長官の許可の申請を行うための書類の提出は、同法第188条第1項の規定により、都道府県の教育委員会（当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市の教

育委員会)を經由して行うこととされておりますので、許可の申請を行う場合は都道府県の教育委員会(当該天然記念物が指定都市の区域内に存する場合は当該指定都市の教育委員会)に相談するようにしてください。また、許可の申請を行う場合は、関係する市町村教育委員会にも相談するようにしてください。なお、地方公共団体が指定する天然記念物等もあり、同様の制限等がありますので、詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

(4) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」といいます。)では、動物を飼育する飼い主の責務が定められています。猟犬を用いる場合、飼い主は、人や他の飼育動物に危害を加えないように管理をすること、マイクロチップや首輪、鑑札等の所有明示措置を講じること、最期まで責任をもって飼育(終生飼養)すること等が必要になります。現在飼養している猟犬については、マイクロチップの装着が推奨されています。マイクロチップを装着した場合、登録することが飼い主の義務です。

また、猟犬を捕獲現場に置いてくる行為は、動物愛護管理法の遺棄(罰金100万円以下)となる可能性があります。

2.2.8 法人組織や契約、労務管理などに関する法律

これまでは、捕獲事業に特有な関連法令について見てきましたが、法人の運営や契約、労務管理などに関して、どのような法人でも一般的に適用される法令についても遵守する必要がありますのは当然です。

指定管理鳥獣捕獲等事業などの捕獲事業において、法人としての契約に基づき指揮命令系統に従って従事者が捕獲等の作業を行う場合には、これまでのボランティアによる捕獲や、報償費や奨励金、団体に対する補助などによる捕獲の支援や報償とは異なった要件や制約も生じる場合があります。関連する法令の確認や監督機関への照会等も行い、適正な捕獲事業の実施をお願いします。

(1) 法人組織に関する法令

法人格を有することは、認定鳥獣捕獲等事業者の要件の一つになっています。法人格を有する組織には、多くの種類がありますが、それぞれに法令の根拠があります。準拠すべき法令に基づき、適切に組織の設立や運営を行う必要があります。

関連する法令には、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、農業協同組合法などがありますが、それぞれの組織に対応する法令を確認して下さい。

(2) 業務の契約に関する法令、規則

捕獲事業を受注する際には、その作業の委託契約や請負契約を締結し、その契約に基づいて事業を実施することになります。契約を締結するとお互いに債権と債務が生じます。民法第三編債権には、債権や契約についての基本的なルールが記されています。

国や都道府県など行政機関が行う事業の業者選定や契約、支払い等は、国については会計法、都道府県や市町村についてはその機関の会計規則、財務規則に沿って行われます。これらの法や規則を良く確認して、行政機関の契約や支払いのルールを理解しておくことは重要です。捕獲事業の受注に関連する主な項目については、4章で解説します。

(3) 労働契約に関する法律

捕獲従事者等を、法人の指揮命令系統において作業を行わせる場合には、適切な雇用契約に基づいた労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保、的確な労災補償の実施などが求められます。事業者には、労働基準法や労働安全衛生法に沿った、待遇や労働条件、補償・保険などの整備が求められます。一連の労働関連法規は、捕獲の担い手の確保や後継者育成の上で重要な法制度です。

厚生労働省のホームページから

- ・雇用に関するルールについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/index.html

- ・やさしい労務管理の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/roumukanri.pdf>

- ・労働基準について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index.html

- ・労働保険について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/zigyonushi_hoken.html

(4) 第三者に対する使用者責任に関して

指揮命令系統にある捕獲従事者が第三者に損害を与えた場合には、業務を指示した使用者にも損害賠償責任が生じることがあります。このような場合にも対応できるように日常の指導・監督や保険加入等の準備が必要になります。

民法から

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の詳細

3.1 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件

対象鳥獣の分類及び捕獲等の方法（猟法）ごとに十分な安全管理によって効率的に捕獲等ができる体制を有しているか申請に基づき確認するため、認定を受けるための要件として、組織に関する基準、安全管理体制に関する基準、事業従事者の技能及び知識に関する基準、事業従事者への研修の内容に関する基準、鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準等を定めています。

鳥獣保護管理法第18条の6で認定鳥獣捕獲等事業の維持として、認定事業者はこれらの基準に適合するように維持しなければならないと明記されているため、なぜこれらの基準が設けられているかを理解し、認定事業者としての資質の維持と向上を図る必要があります。

【組織に関する基準】

- 法人格を有すること
- 事業管理責任者を配置すること
- 捕獲従事者（狩猟免許、銃の場合は銃所持、保険への加入（銃による捕獲：1億円、わな・網による捕獲：3千万円以上）が必要）を原則4人以上配置すること
- シカ、イノシシ等の銃猟（装薬銃を用いる場合）は、事業従事者を10人以上有すること 等

【安全管理体制に関する基準】

- 安全管理規程を整備していること（緊急連絡体制、定期的な射撃練習を含む）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が安全管理講習を修了していること
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の半数以上が救急救命講習を受講していること 等

【事業従事者の技能及び知識に関する基準】

- 事業管理責任者及び捕獲従事者が技能知識講習を修了していること 等

【事業従事者への研修の内容に関する基準】

- 認定後に事業従事者に実施する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること 等

【鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準】

- 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績を有すること（過去3年以内に対象とする鳥獣・捕獲方法で適切に実施） 等

次では、それぞれの基準を詳細に解説します。

認定鳥獣捕獲等事業者になるために必要な対応の概要

1. 認定を受けるための主な条件

(1)実績

- 法人としての捕獲等の実績(過去3年以内、対象とする鳥獣・猟法で適切に実施)

(2)安全管理規程の整備

- 緊急連絡体制、猟具の点検・取扱・保管の方法、定期的な射撃練習の計画(毎年2回以上)、従事者の心身の健康状態の把握方法等を記載すること

(3)事業管理責任者の要件

- 安全管理体制の確保、捕獲従事者の研修の実施に関する責任者
- 法人の役員(代表者を含む)又は雇用する者から選任
- 狩猟免許の取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救急救命講習の受講

(4)捕獲従事者の要件

- 猟法ごとに原則4人以上※止めさし(装薬銃)のみの場合は2名以上
(中大型獣を対象とした装薬銃(止めさしを除く)の場合は、10名以上の事業従事者が必要)
- 狩猟免許・銃所持許可(銃による場合)の取得
- 安全管理講習・技能知識講習の修了

安全管理講習	5時間以上
--------	-------

技能知識講習	5時間以上
--------	-------

- 心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法を含む救急救命講習の受講(捕獲従事者の半数以上)
- 損害賠償保険への加入(賠償額:銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上)

(5)研修計画の作成

(6)夜間銃猟を実施する場合((1)~(5)に追加して必要となる要件)

- 夜間銃猟安全管理規程の整備
- 事業管理責任者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)
- 捕獲従事者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)、
夜間銃猟の安全確保の技能(※詳細は告示)

2. 認定の申請

- 主たる事業所の所在地/主たる事業実施地がある都道府県に申請

➤ 認定証の交付(認定は3年間)

3. 認定を受けた後の事業者の責務

(1)安全管理体制の維持

(2)技能・知識の維持向上(研修の実施)

図 3-1 認定鳥獣捕獲等事業者になるために必要な対応の概要

3.1.1 組織に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、組織に関する基準として以下のとおり（１）法人格を有すること、（２）事業管理責任者を配置すること、（３）捕獲従事者（事業従事者）を定められた人数以上配置すること、が設けられています。

(1) 法人格を有すること

認定鳥獣捕獲等事業者は、個人ではなく組織として、契約に基づき、十分な安全管理体制を確保しつつ、一定の技能及び知識をもって、また一定の継続性をもちながら責任をもって、効率的かつ確実に鳥獣の捕獲等を遂行する観点から、法人格を有することを必要としています。法人格とは、「法律に基づいて団体に与えられる法律上の人格」であり、株式会社、合同会社、公益法人、特定非営利活動法人等、法人の種類は問いません。また、以上の理由から法人格をもたない支社や支部等の下部組織については、申請者になることができません。

法人格を有する団体は、契約を団体名義で結ぶことができ、事故が発生した場合においても団体として対応することができます。一方、法人格を有しない「任意団体」は、代表者の個人名義で契約を結ぶことになり、万一の活動中に事故が発生した場合に、代表者等の個人に負担がかかる可能性があります。

さらに、欠格要件として、役員や事業管理責任者が暴力団員等に該当しないことや、役員が鳥獣保護管理法の罰金刑以上の刑の執行が終わる等してから３年が経過していない者でないこと等が求められます。

(2) 事業管理責任者を配置すること

事業管理責任者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業が適切に実施されるよう、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任者であり、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任者です。このため、認定を受けた鳥獣捕獲等事業全体を統括し、監督する権限を有する者が事業管理責任者となります。

具体的には、組織内の安全管理体制の確保については、安全管理規程の改善、事業従事者に対する安全管理の周知徹底等を実施し、事業従事者に対する研修については、研修計画の作成・改善、研修の適切な実施に係る監督等を実施することで、鳥獣捕獲等事業の品質管理及び事業従事者の労働衛生管理（作業環境管理、作業管理及び健康管理等）につながります。

このような役割を果たすためには、鳥獣捕獲等事業者において一定の権限を有し、事業従事者に指導・指示をする必要があります。このため、事業管理責任者は、常勤か非常勤かは問わず、鳥獣捕獲等事業者である法人の役員（代表者を含む）、または法人から雇用され鳥獣捕獲等事業の統括や事業従事者の監督権限が与えられていることが求められます。

事業管理責任者の責務を遂行するに当たっては、事業管理責任者が実際に鳥獣の捕獲等に従事するか否かに関わらず、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理及び鳥獣の捕獲等に関する技能及び知識を有する必要があることから、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる捕獲方法の種類に応じた狩猟免許を取得することが必要です（銃器・わな・網全ての方法を用いた認定を受ける場合は、3種類全ての狩猟免許を受けている必要があります）。

加えて、安全管理講習（5時間以上）、技能知識講習（5時間以上）を修了し、救急救命に関する知識を有することを必要としています。

(3) 捕獲従事者を定められた人数以上配置すること

認定鳥獣捕獲等事業者は、捕獲方法ごとに原則として4名以上の捕獲従事者を確保することが必要です。ただし、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ、ニホンザルを装薬銃によって捕獲する場合には、原則として10人以上の事業従事者を有することが必要になります。事業従事者とは、事業管理責任者や捕獲従事者を含み、それ以外の者としては、鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う者等を含みません。

また、わな猟における銃猟（装薬銃）による止めさしを行う場合には、原則として2名以上の捕獲従事者を確保することが必要です（表3-1）。

捕獲従事者とは、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等をする者です。認定を受けようとする際、捕獲従事者は、必ずしも事業者との間で雇用関係にあることは義務付けられていません。しかしながら、認定後に鳥獣捕獲等事業を受託し、安全で適正に業務を遂行する上では、指揮命令系統を維持することが重要であることから、捕獲従事者と事業者の間に何らかの雇用関係があることが望まれます。

なお、捕獲従事者には、【捕獲従事者の技能及び知識に関する基準】として鳥獣捕獲等事業において実施する鳥獣の捕獲等のうち、自らが従事する捕獲方法に該当する狩猟免許を有すること（銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合は、捕獲従事者が狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること）、加えて技能知識講習（5時間以上）の修了、及び【安全管理体制に関する基準】として安全管理講習（5時間以上）を修了するとともに、法人に属する半数以上の捕獲従事者は、救急救命講習を受講することが必須になります。

さらに、捕獲従事者は、損害賠償保険（賠償額：銃による捕獲の場合は1億円、わな・網による捕獲の場合は3,000万円以上）に加入しなければなりません。この損害賠償保険は、事業者が契約者となることが望ましいですが、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者となっても構いません。また、損害賠償の契約内容は、鳥獣捕獲等事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことに

よって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであることが必要です。さらに、複数の契約により当該基準を満たすことも可能です。なお、捕獲従事者等の個人を被保険者としている保険商品の一部では、あくまで個人の趣味で行われている狩猟を対象としており、指定管理鳥獣捕獲等事業等の公的な事業として行われる捕獲事業に対して、保険が支払われない可能性のある保険商品もあるため、保証の対象範囲やその内容を十分確認するようにしてください。

表 3-1 捕獲従事者の人数要件

捕獲方法	
銃（装薬銃）・銃（空気銃）・わな・網	銃（装薬銃） （わな猟における止めさしのみ）
原則 4 人以上	原則 2 人以上

◇◇捕獲従事者及び事業従事者の人数の必要性について◇◇

認定鳥獣捕獲等事業者は、契約に基づき、一定の期間、一定の地域で組織的に捕獲等に従事することが求められます。万が一の事態に適切に対応するため、単独行動は想定しにくく、2名以上からなる捕獲チームによることが想定されます。さらに、業務規模が大きい場合や複数の案件を同時に受託する場合には、捕獲チームを複数配置することが必要になることが想定されます。このため、委託等業務を適切に実施する観点から、原則として4人以上の捕獲従事者を確保することが認定の基準の一つとなっています。

さらに、中大型哺乳類を対象として装薬銃を用いた捕獲を実施する場合には、様々な地形等の条件に柔軟に応じ、かつより安全管理を強化するだけの十分な事業従事者数が求められます。このため、これらの鳥獣を対象とする場合には、原則として10人以上の事業従事者を確保することが認定の基準の一つとなっています。

ただし、これまでに十分な実績等を有し、事業者として効率的・組織的な捕獲が可能な体制を有していると認められる場合には、人数がこの基準に満たなくとも認められる場合があります。

なお、わな猟による鳥獣捕獲等事業の認定において、止めさしのために装薬銃を用いる場合、通常の銃猟（装薬銃）よりも少数で安全かつ効率的に遂行できることから、わな猟における銃猟（装薬銃）による止めさしを行う鳥獣捕獲等事業の認定については、対象とする鳥獣種に関わらず、原則2名以上の捕獲従事者の確保という要件が適用されます。

(4) 捕獲以外の作業に従事する者（事業従事者）の努力義務

鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者（よって、捕獲従事者も事業従事者とみなせます）のほか、データ入力や契約等の事務を行う等、捕獲等以外の作業に従事する者については、中大型哺乳類を対象として装薬銃を用いた捕獲を実施する場合は、捕獲従事者と合わせて10人以上の確保が求められる以外、認定時に何らかの義務付けはありません。ただし、安全管理の観点から、事業管理責任者はこれらの者に対しても、安全管理規程を周知徹底し、遵守させるとともに、研修を実施するよう努めなければなりません。

表 3-2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の種類と要件

従事者の種類		配置人数の規定	講習の修了・受講義務	損害賠償保険への加入
事業従事者	事業管理責任者	1人 ※申請者が自己の役員 (代表者を含む) 又は法人が雇用している者から選任 (常勤・非常勤は問わない)	安全管理講習 技能知識講習 救急救命講習	不要 (ただし、捕獲従事者になる場合は必要。)
	捕獲従事者	捕獲方法ごとに原則として4人以上	安全管理講習 技能知識講習 救急救命講習(半数以上)	銃による捕獲 : 1億円 わな・網による捕獲 : 3,000万円以上
	捕獲等以外の作業従事者	ニホンジカ等を装薬銃で捕獲する場合、事業管理責任者、捕獲従事者と合わせて計10名以上	受講が望ましい	不要

3.1.2 安全管理体制に関する基準

安全管理に関する基準として、(1)安全管理規定の作成、(2)安全管理講習の修了、(3)救急救命講習を有していることが設けられています。認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣を安全かつ適正に捕獲等するため、安全管理規程を作成し、従事者に周知し、遵守させるとともに、随時改善を行う必要があります。これらの実施においては、事業管理責任者が責任を負います。こうした安全管理規程は、捕獲従事者も把握し、法人内での指揮命令系統の確認や、事業に係る機関等をよく認識しておくことが重要です。

(1) 安全管理規程の作成

鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に、安全管理規程を提出することが義務付けられています。また、事業管理責任者は責務として、捕獲従事者に周知し、法人内の指揮命令系統を遵守させ、事業に関する関係機関を把握させるとともに、随時これの改善を行う必要があります。

個別の委託等業務を受託する際にも、発注者や関係機関等との協議を円滑にするうえで、安全管理規程を有効に活用することが望まれます。

以下に、安全管理規程に含めなければならない項目とその内容を解説します。

なお、安全管理規程は、事業者の安全管理に関する体制や取り決めに定めた文書であり、安全管理の根幹を担保するものです。一方、捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけではなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が望まれます。また、夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、この安全管理規程に夜間銃猟の実施に関する内容を含めることができます。

1) 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

連絡体制図は、緊急時の連絡方法を含めて、鳥獣捕獲等事業を安全かつ適切に遂行する上で指揮命令系統及び関係機関等への報告・協議の経路を明らかにするものです。

そのため、連絡体制図には、申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図を記載するとともに、指揮命令系統を明確にすることが望まれます。連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すことが望まれます。

現場監督者は、捕獲現場において捕獲従事者及び捕獲等以外の作業従事者の作業管理を担う立場です。つまり、捕獲現場において指揮命令系統の頂点に立ち、指示・監督をする役割を担います。認定を受ける際に選出する必要はありませんが、委託等業務では、一般的に委託者から現場監督者（「管理技術者」や「現場代理人」、「主任技術者」等と呼ぶことが一般的です）を定めることが求められます。また、安全管理規程の連絡体制図に位置付けることが望まれます。

なお、現場監督者は委託等業務ごとに変更する場合もあり得ます。

加えて、緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する必要があります。なお、業務ごとに従事者の役割分担や、連絡先等が変わることが想定されるため、個別の従事者や警察署、病院名等を記載する必要はありませんが、個別の委託等業務で活用される際には、業務ごとに必要な関係機関等（例えば警備業者等）を追加することが必要です。

対象とする鳥獣の種類や適用する捕獲方法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれ

の体制にあわせた連絡体制図を準備しておくことが求められます。また、携帯電話が圏外の場合や、休日や夜間時も想定して連絡方法を確認する必要があります。

2) 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順や人員配置等に関する考え方を記載します。また、鳥獣捕獲等事業を実施する際、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針を記載する必要があります（救急救命に関する知識を有する事業従事者を、原則として現場に複数配置することが望ましく、少なくとも1名は必要な救急用具を携帯させて配置し、傷病者に対応できる体制を有すること。なお、救急用具についても業務ごとに必要なものが完備されているよう、点検を行うこと。）。

3) 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

a. 銃器

安全管理の観点から、銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）、銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、バックストップ（安土）の確保等）について記載します。

b. 網・わな

安全管理の観点から、網・わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む）、網・わなの取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）について記載します。

c. 銃器を使用する場合にあっては、次の①及び②に掲げる事項

① 射撃場における射撃を捕獲従事者に1年間に2回以上実施させることに関する事項

安全管理の観点から、射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載します。

なお、全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上実施する必要があります。射撃練習の実施頻度及び内容については、捕獲従事者や業務内容ごとに適切な回数が異なると考えられ、また、住所地と射撃場との距離によって鳥獣捕獲等事業者の負担が異なること等に留意し、適切な頻度及び内容を定めます。

ただし、麻酔銃は、射撃場での練習ができない一方、麻酔銃による一般的な銃猟は、一般の装薬銃に比べて有効射程が短く、安全な捕獲を遂行する観点からは一般の装薬銃ほど高度な命中技術を必要としないことから、麻酔銃のみを使用して捕獲等事業を実施する捕獲従事者については、射撃場における射撃練習が必要な捕獲従事者から除かれています。

② 銃器の保管及び使用に関する事項

安全管理の観点から、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載します。

なお、捕獲従事者が、事業被害防止の目的でライフル銃を所持しようとする場合にあつては、都道府県公安委員会に必要な所持許可申請を行うとともに、ライフル銃の保管及び使用に関する取り決めに遵守することについて記載します。

また、麻酔銃のみを使用して捕獲等事業を実施する場合については、前述のとおり、一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いため、安全な捕獲を遂行する観点からは一般の装薬銃ほど高度な命中技術を必要としないため、射撃場における射撃練習が必要な従事者から除かれています。無条件に安全性が高いわけではありません。効率的かつ効果的な捕獲作業を実施するためには、入念な事前準備と技術が必要であり、その観点から

- ・麻酔銃を使用した捕獲を実施する際には、事前の下見を十分に行うこと。
- ・捕獲対象となる個体の状況を確認し、薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節すること。
- ・対象鳥獣の適切な部位に命中させるための技術の確保に努めること。

等を、安全管理規程の「銃器の保管及び使用に関する事項」などに記載することが望ましいです。

4) 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

鳥獣捕獲等事業は、野外活動に危険を伴い得ること、猟具の使い方を誤ると人等に危害を及ぼし得ること、鳥獣の殺傷により精神的な負担を生じ得ること等から、事業従事者の心身の健康状態を把握し、良好に保つよう努めるとともに、例えば、体調や飲酒の状況等から、鳥獣の捕獲等に従事することが適当ではないと認められる場合においては従事させないことが必要です。作業の各家庭に事故が発生する危険が潜んでおり、また、鳥獣を捕獲・処分することは、事業従事者の精神的な負担が大きくなる場合もあります。こうした危険を回避するためには、事業従事者の心身の健康状態を良好に保つことが基本となります。

このため、事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握することとし、その頻度及び方法について記載します。

また、鳥獣捕獲等に必要な適性を有することを確認するため、事業従事者の視力、聴力、運動能力を把握する必要があります。認定事業者により鳥獣捕獲等に必要な適性を有することが確認された者については適性試験が免除されることがありますが、その場合は鳥獣捕獲等に必要な適性（視力、聴力、運動能力）の確認方法や実施内容についても規定する必要があります。なお、鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努めるよう留意する必要があります。

5) その他必要な事項

その他、捕獲等事業を実施するにあたり、必要なことを記載します。例えば、事業の実施に当たって、基本的な装備や無線の使用に関する事業者内のルール等を記載することが想定されます。

鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※斜体は必ず定めなければならない事項を示します。

※〈〉内、〔〕内は適当な内容を記載すること。

※夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、夜間銃猟に関する内容を含めることができます。

※下記の安全管理規程は作成の一例です。各事業者で必要な項目や内容は異なります。

目次

第一章 総則

第二章 安全管理体制に関する事項

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

第八章 その他

別 添 鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条の4第1項第1号に基づき、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項を定め、もって鳥獣捕獲等事業をする際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、〈事業者名〉の認定鳥獣捕獲等事業にかかる業務活動に適用する。

2 認定鳥獣捕獲等事業は、〔捕獲等する方法及び対象とする鳥獣〕を対象とする。

（鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講じる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第4条 代表者は、施行規則の定めるところにより、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制及び鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修に関する責任者（以下「事業管理責任者」という。）を選任する。

2 代表者は、事業管理責任者が次の各号にいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

- 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- 二 関係法令等の違反又は鳥獣捕獲等事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが鳥獣捕獲等事業の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（事業管理責任者の責務）

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全ての鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に対し、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理の重要性の認識及び関係法令の遵守を徹底すること
- 二 本規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、全ての事業従事者への周知を徹底し、遵守させること
- 三 本規程について、随時必要な改善を図ること
- 四 事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること
- 五 鳥獣捕獲等事業が適正に行われるよう、適切な現場監督者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること
- 六 その他の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと

※ 施行規則第19条の4第2項に規定する事業管理責任者の安全管理に関する責務（安全管理規程の改善、事業従事者への周知）及び施行規則第19条の7第1項に規定する事業管理責任者の研修に関する責務（研修計画の策定、改善、実施監督）について記載する。

（事業従事者の責務）

第6条 事業従事者は関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を図る。

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

（連絡体制）

第7条 代表者は、発注者、事業管理責任者、現場監督者及び事業従事者との双方向の報告連絡体制を十分に確保し、情報共有や意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が

適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

- 2 鳥獣捕獲等事業の実施時の指揮命令系統、発注者との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別紙連絡体制図による。
- 3 現場においては、無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。
- 4 事業従事者は、事故や災害等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

※鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制図及び指揮命令系統を明確に記載する。

第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

(安全確保のための人員配置)

第8条 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な現場監督者を配置し、安全管理を適確に行わせる。

- 2 鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な技能及び知識を有する者を適切な人数配置し、基本的には鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）が単独で捕獲等に従事することのないよう留意する。
- 3 現場ごとに、救急救命に関する知識を有する事業従事者を複数名、救急用具を携行させて配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

※人員配置等に関する考え方、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を配置する方針（救急救命に関する知識を有する事業従事者を、現場に少なくとも1名は配置）を記載する。

(作業環境の整備)

第9条 鳥獣捕獲等事業の実施における安全確保を図るため、現場において次の措置を講じることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- 二 作業方法の改善
- 三 休憩時間の確保（少なくとも○時間に○回、○分を確保すること。）
- 四 救急用具の携行
- 五 緊急連絡先及び連絡方法の確認

(安全確保のための作業手順)

第10条 事業管理責任者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、事業従事者に周知徹底する。

- 2 現場ごとに事前調査において、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合はバックストップの有無及び安全な射撃方向、住民及び利用者等の状況、携帯電話、

無線機及び衛星携帯の利用の可否等について確認する。

- 3 猟犬を使用する場合には、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。
- 4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者により打合せを行い、事業従事者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。
- 5 毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
- 6 毎日の業務の終了後、現場監督者は日報（事業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む）を作成する。

※鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を記載する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

（銃器の定期的な点検）

第 11 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、銃器の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせるとともに、〇か月に一度、定期的に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）について記載する。

（わな・網の定期的な点検）

第 12 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、わな・網の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後に〔点検項目〕について点検を行わせる。

※わな・網の定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

（銃器の安全な取扱い）

第 13 条 銃器及び実包については、〔種類等〕を満たすものを使用する。

- 2 安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない。
- 3 捕獲従事者に対し、銃器については、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取扱いを周知徹底する。

※銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等）について記載する。

（わなの安全な取扱い）

第 14 条 わなについては、〔種類・仕様等〕を満たすものを使用する。

- 2 安全の確保の観点から、[採用しない捕獲方法の種類] は行わない。
 - 3 捕獲従事者に対し、わな・網についての、安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。
 - 4 わなを設置した際には、1日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは2人以上で行う。
 - 5 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにすること。
 - 6 止めさしにおいては、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として[採用する止めさし方法の種類]を行う。
 - 7 安全の確保の観点から、[採用しない止めさし方法の種類] は行わない。
 - 8 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して[採用する放獣方法の種類]により行う。
- ※ わな・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

（射撃練習）

第15条 銃器を使用する捕獲従事者に対し、射撃場における射撃を1年間に2回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実にを行うこと。

- 2 射撃場における射撃においては、[訓練項目（射手別）]について訓練を行う。

※ 射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載する。全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上（適切な回数）実施するよう規定する。

（銃器の保管及び使用）

第16条 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、〇月に〇回、保管状況を報告させる。

- 2 捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取扱いを周知徹底する。

※ 銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載する。

（事業に対する被害防止のためのライフル銃の所持）

第17条 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「令和2年12月22日警察庁丁保発第209号 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用

に関する取り決めに遵守する。

※ 捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合に記載する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第18条 1年に1回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

2 捕獲従事者は、野外活動を伴うこと、取扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣を殺傷することによる精神的な負担があり得ること等から、業務の受託時には心身の健康相談を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

3 経験年数が短い事業従事者や高齢の事業従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。

4 心身の健康状態が不良な者については、鳥獣捕獲等事業に従事させないよう徹底する。

5 事業従事者に対する心身の健康相談、健康教育、その他事業従事者の心身の健康状況を良好に保つために必要な措置を講じる。

6 事業従事者は、前項の措置を利用してその心身の健康の保持増進に努める。

※ 事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い事業従事者や、高齢の事業従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

(適性の確認)

第19条 事業に必要な適性を有することを確認するため、1年に1回、事業従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

※ 狩猟免許更新時の適性試験の免除を受ける際には、規則第52条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を確認する方法や実施内容について規定する。

第八章 その他

(安全確保のための装備)

第20条 鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、連絡手段として、全ての事業従事者が簡易無線を所持する。

2 簡易無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関するルールを遵守する。

(鳥獣捕獲等事業の安全管理に関する業務の改善)

第 21 条 事業従事者から事故、災害等に関する報告又は鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要と認める場合には、鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全確保全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるとともに、関係機関に必要な報告を行う。

(鳥獣捕獲等事業の安全に関する記録の管理等)

第 22 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的かつ適時適切に見直しを行う。

2 鳥獣捕獲等事業の安全管理規程の作成、改定に当たっての会議の議事録、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示、講じた是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

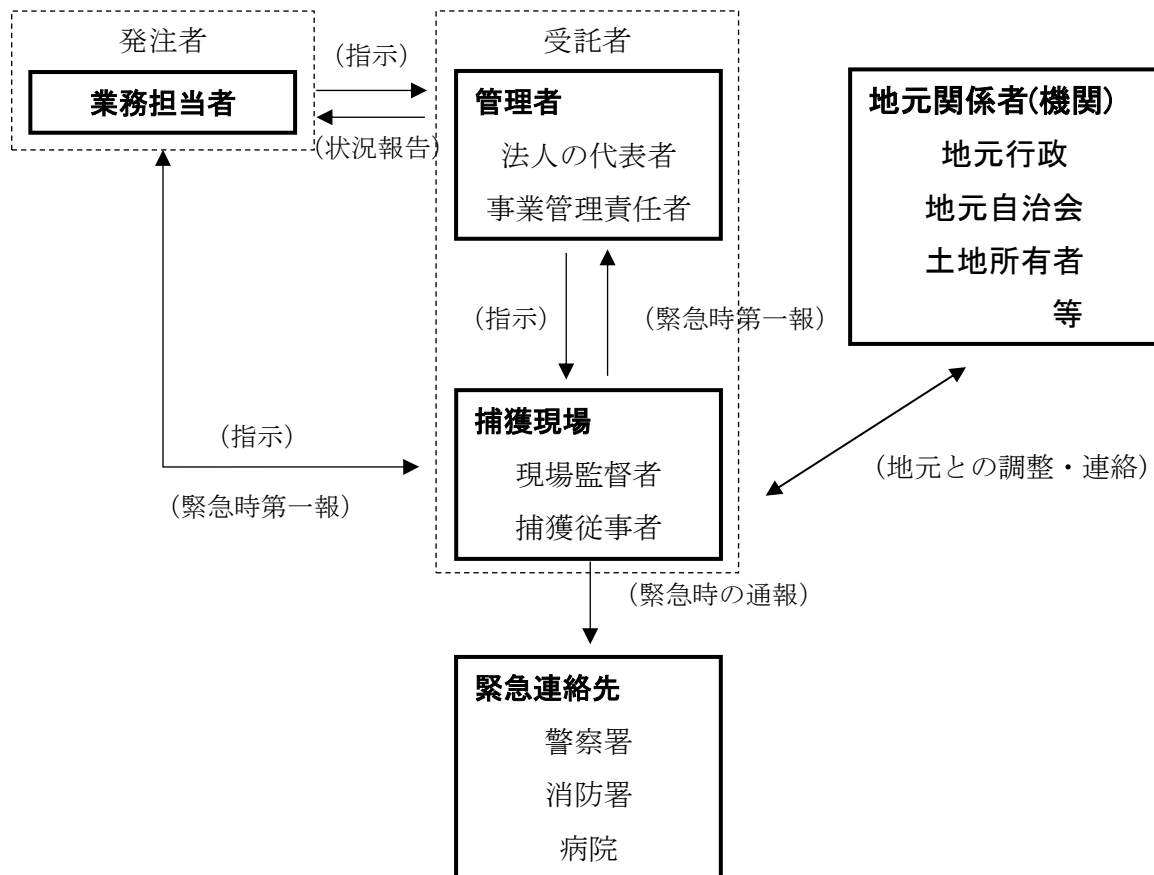
本規程は、○年○月○日から施行する。

本規程は、必要に応じて改定する。

(別添) 鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図

※実際の業務を行う際には、適宜必要な変更をして利用すること。

※対象とする鳥獣の種類や適用する捕獲方法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図を準備すること。



※連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示す。緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する。対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成する。

※土日休日、夜間対応に留意すること

(2) 事業管理責任者及び捕獲従事者が安全管理講習を修了していること

事業者が認定を受けるためには、事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、5時間以上の安全管理講習を申請日から遡って3年以内に受講していることが必要です。

講習後には、受講者は講習事項に関する習熟度の確認を受け、一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は事業者が補習等を行うことにより習熟度の向上を図るよう努めることが求められます。なお、認定の際は講習の修了証が必要となります。

これらの講習は、鳥獣捕獲等事業者自らが実施するか、外部の団体が実施する講習を受講するかは問いません。ただし、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用します。

(3) 事業管理責任者及び捕獲従事者の半数が救急救命に関する知識を有していること

救急救命に関する知識については、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む救命講習を受講し、その修了証等を有している必要があります。この「講習の受講」には、例えば、消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習の受講が該当します。

消防機関が開催する普通救命講習には、外傷の応急手当、搬送法は含まれません。このため、普通救命講習を受講した上で、申請者自らが不足している講習内容を、適切な講師を招聘し受講することも、「講習の受講」に該当します。

この他、申請者が自ら実施する以下のような救命講習の受講も該当します。

- 申請者の内の救急救命士や応急手当指導員、医師等の資格を有する者を講師として開催する救命講習
- 消防本部や日本赤十字社に依頼して外部から救急救命の指導者を派遣してもらう等適切な講師を招聘して開催する救命講習

申請者が自ら救命講習を実施する場合は、実施報告書等により適切な講習実施者（例えば、自身が所属する事業所等においてその構成員に対して講習を行う応急手当普及員等）により適切な内容を実施したことを確認します。

なお、救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類については、有効期限が定められている資格等の場合においては、原則として有効期限内である必要があります。再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合においては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講している必要があります。

3.1.3 事業従事者の技能・知識に関する基準

(1) 事業管理責任者及び捕獲従事者が技能知識講習を修了していること

事業者が認定を受けるためには、事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、5時間以上

の技能知識講習を申請日から遡って3年以内に受講していることが必要です。

講習後には、受講者は講習事項に関する習熟度の確認を受け、一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は事業者が補習等を行うことにより習熟度の向上を図るよう努めることが求められます。

これらの講習は、鳥獣捕獲等事業者自らが実施するか、外部の団体が実施する講習を受講するかは問いません。ただし、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用します。

3.1.4 事業従事者への研修に関する基準

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣を安全かつ適正に捕獲するため、研修計画を作成し、従事者に対して適切に実施されるよう監督するとともに、随時改善を行う必要があります。これらの実行においては、事業管理責任者が責任を負います。研修により、認定時に修了した安全管理講習及び技能知識講習で学んだ知識の定着を図るとともに、随時最新の情報を蓄積することになりますので、従事者は積極的に研修に参加する必要があります。研修は、全ての捕獲従事者が毎年5時間以上受ける必要があり、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものである必要があります。また、捕獲従事者を除く事業従事者についても、毎年5時間以上の研修を実施することが望まれます。

研修の内容としては、安全管理講習、技能知識講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項等について実施しますが、事業者が鳥獣捕獲等事業の内容や組織の実態に応じて、適切な事項を定めます。改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中に含めることとなっています。外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講する等により、研修とすることができます。研修の実施形態については、座学、実技練習及び現場研修等、様々な形態が想定されます。

3.1.5 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績に関する基準

契約に基づき鳥獣の捕獲等に関する業務を実施できることを審査するため、認定の申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を適切に実施した実績が必要です。例えば、ニホンジカの装薬銃猟及びイノシシの装薬銃猟の認定を受ける場合は、ニホンジカの装薬銃猟及びイノシシの装薬銃猟の実績が必要になります。

実績は、認定を受けようとする法人の実績であり、当該法人が組織的に実施したと認められるものである必要があります。当該法人が組織的に実施するとは、当該法人の鳥獣捕獲等事業として位置付けて、原則として発注者からの依頼を受けて捕獲等を実施すること

を指します。捕獲従事者が個人として行った捕獲等の実績（趣味としての狩猟や自らの農作物を守るための自衛のための捕獲等）は当該法人の実績として認められません。

このため、当該法人が発注者との契約に基づき捕獲許可を受ける等により捕獲等をした実績を積むことが望ましいです。しかし、現状そのような捕獲等が実施されている事例が少ないことから、そのような捕獲等以外のものであっても当該法人が組織的に捕獲等を実施したということが実質的に認められる場合にあつては、実績として認められる場合があります。

例えば、当該法人以外の団体の鳥獣捕獲等事業に個人として参加して実施した捕獲等については、原則として当該法人の実績としては認められません。しかし、当該法人が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合においては認められる場合があります。

また、新規に法人を設立した場合は、原則として、その構成員が以前所属していた団体において実施した捕獲等を新たな法人の実績とすることはできません。しかし、新たな法人が実質的に以前の団体の後継かつ同等の組織と認められる場合や、新たな法人の構成員のうち相当数が、鳥獣捕獲等事業において構成員の中の指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合においては、実績として認められる場合があります。この他にも、既存の法人が捕獲実績を有していなかったとしても、捕獲実績を有している他の団体や組織を吸収・合併するなどして取り込み、既存の法人の事業内容に鳥獣捕獲等事業を位置付ける場合も実績として認められる場合があります。

捕獲等の実績については、鳥獣の管理の目的のほか、学術研究目的、鳥獣の保護の目的、その他の目的であっても構いません。業務として実施した捕獲等であれば、法第9条に基づく捕獲許可が不要な捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業等）や登録狩猟として実施した捕獲等でも構いません。詳しくは、次ページの事例を参考にしてください。

実績については、事故・違反がなく、計画どおり事業を遂行したものであるかを審査します。なお、捕獲等の実績は申請前3年以内に少なくとも1件の実績が必要ですが、あわせて、申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を提出することになっており、事故があった場合はその改善措置が十分に行われている必要があります。

◇◇鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績の事例◇◇

- 国有林において、森林管理署と契約を締結し、法第9条に基づく被害防止目的の捕獲許可を取得してシカをくくりわなで捕獲した。
- ゴルフ場経営者からの依頼を受け、ゴルフ場のコース内に出没するイノシシを捕獲するため、狩猟期間中に登録狩猟としてイノシシを箱わなで捕獲した。
- 農業経営者からの依頼を受け、牧場に出没するシカを捕獲するため、法第9条に基づく被害防止目的の捕獲許可を取得してシカをくくりわなで捕獲した。
- 大学等の研究機関から学術研究用の資料確保の依頼を受け、法第9条に基づく学術研究目的の捕獲許可を取得してシカを銃器で捕獲した。
- 食肉利用するイノシシの確保のため、食肉処理業者からの依頼を受け、狩猟期間中に登録狩猟としてイノシシを箱わなで捕獲した。

3.2 認定の申請手続き

認定の申請は、認定を受けようとする都道府県知事に対し、都道府県知事が定める申請書及び添付書類を添えて提出します。

認定の申請は、一の法人につき一の申請とし、一の法人が複数の認定を受けることはできません。一の法人が、鳥獣捕獲等事業において複数の方法により捕獲等をする又は複数の鳥獣の種類を対象にする場合においては、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類を定めて申請します。捕獲等をする方法については法定猟法のみを認定の対象とし、申請に当たっては、法定猟法の区分に従って、「装薬銃」「空気銃」「わな」「網」から選択します。なお、認定を受けた場合であっても、認定を受けた猟法以外の方法により捕獲等を行う場合においては、認定鳥獣捕獲等事業には該当しません。認定の対象とする鳥獣の種類については、対象としようとする一又は複数の種名を記載します。

申請書の提出先については、主たる事務所の所在地又は鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事のいずれかを選択します。鳥獣捕獲等事業とは鳥獣の捕獲等をする事業を指し、鳥獣捕獲等事業として実施する鳥獣の捕獲等とは、申請者である法人が鳥獣捕獲等事業として、発注者との契約等に基づき個別の業務として実施する鳥獣の捕獲等を指します。鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域とは、既に実績がある地域や、今後実施する見通しがある地域等です。認定を受けた鳥獣捕獲等事業者には、認定証が交付されます。認定の効力は全国において有効です。また、都道府県が、

認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名について、公示することとして
います。さらに、環境省のウェブサイト ([http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/
list.html](http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/list.html)) にも掲載しています。

【認定申請書の様式例（都道府県毎に様式は異なります）】

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所	(〒) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認 定 申 請 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業が同法第 18 条の 5 第 1 項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、以下により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ヒグマ 4. ツキノワグマ 5. ニホンザル 6. その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	添付資料○、○のとおり
	夜間銃猟の実施	1. 有 2. 無 添付資料○、○のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	添付資料○のとおり	
鳥獣捕獲等事業に対する研修の実施	添付資料○のとおり	

【別紙】捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	※銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃砲の種類	※夜間銃猟をする者	

(備考)

1. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
2. 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
3. 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・装薬銃（銃器を使用した止めさし）・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
4. 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
5. 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ・全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - ・狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が受けている狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
 - ・銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
 - ・夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - ・救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
6. 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類を指す。
7. 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類を指す。
8. 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類を指す。
9. 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
10. 添付書類は別紙のとおりのほか、都道府県知事が必要と認める書類とする。
11. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【別紙】事業従事者名簿

氏 名	装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務

(別紙) 添付書類一覧 (添付書類の一部については、各都道府県が様式を定めます。)

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- 法人の定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿 (代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職)
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあっては、その旨を証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が該当地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程 (夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)
- 事業管理責任者が施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 申請者の捕獲実績を記した書類
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 施行規則第 19 条の 8 第 4 号 (整備省令附則第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が法第 18 条の 4 に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書

(銃猟による事業を実施する場合)

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し (麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む)
- 捕獲従事者名簿で事業従事者が 10 人以上であることを確認できない場合は事業従事者名簿
- 捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人確認書類の写し

(夜間銃猟する場合)

- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
 - ・射撃技能を証明する書類
 - ・捕獲実績に関する書類
 - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

3.3 認定内容の変更・更新等の手続き

3.3.1 認定内容の変更の手続き

(1) 認定内容の変更

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、次の事項を変更する場合は、改めて基準への適合を審査する必要があるため、変更する前に、認定を受けた都道府県知事に、変更の申請を行って、変更の認定を受けなければなりません。

① 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の変更（追加を伴うもの）

- 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類を変更する場合であってその追加を伴う変更（例えば、これまでニホンジカのみを対象として認定を受けており、新たにイノシシについても認定鳥獣捕獲等事業として捕獲等しようとする場合に、対象をニホンジカからニホンジカ・イノシシに変更する場合等）
- 鳥獣の捕獲等の方法を変更する場合であってその追加を伴う変更（例えば、これまでニホンジカについて銃猟のみで認定を受けており、新たにわな猟についても認定鳥獣捕獲等事業として実施しようとする場合に、方法を銃猟から銃猟・わな猟に変更する場合等）
- 認定を受けた後に追加で夜間銃猟を含む認定を受け、捕獲従事者が夜間銃猟を行うこととなった場合

② 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者の追加や狩猟免許の種類に係る変更

- 捕獲従事者を新たに追加する場合（既存の捕獲従事者に替えて新たに追加する場合を含む）
- 捕獲従事者の有する狩猟免許に変更がある場合（例えば、銃猟のみの捕獲従事者が新たにわな猟をする場合等）

③ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、事業管理責任者の変更

④ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、安全管理体制に関する事項の変更

⑤ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、夜間銃猟の実施に関する事項の変更

⑥ 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項

(2) 軽微な変更の届出

認定鳥獣捕獲等事業者は、申請書（捕獲従事者名簿を含む）に記載した事項について、次に掲げる軽微な変更をした場合は、認定を受けた都道府県知事に、変更の日から 30 日を

経過する日までの間に届出を行わなければなりません。なお、認定証に記載される法人の名称、住所、代表者名、捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法の変更の届出をする場合は、認定証の書換えを受けなければなりません。

① 名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更があった場合

② 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更

(鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加を伴う変更を除く。)

- 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類の一部をその対象から除外し、かつ、別の鳥獣の種類を追加を伴わない場合 (例えば、これまでニホンジカとイノシシを対象として認定を受けていたが、イノシシを対象から外し、ニホンジカのみとする場合)
- 鳥獣の捕獲等の方法の一部を廃止し、かつ、別の方法の追加を伴わない場合 (例えば、これまで銃猟とわな猟について認定を受けていたが、わな猟をやめ、銃猟のみとする場合)

③ 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更

(捕獲従事者の追加及び狩猟免許の種類に係る変更を除く。)

- 変更後も捕獲従事者の数が基準に適合することが明らかな場合 (例えば、これまでわな猟の捕獲従事者が a、b、c、d、e、f の 6 名いたが、e、f の 2 名が退職して 4 名となり、新たな人員を加えない場合)
- なお、新たな捕獲従事者 g を加える場合は変更の申請が必要

3.3.2 認定鳥獣捕獲等事業の廃止

事業を廃止するときは、認定証の交付を受けた都道府県に対して、廃止届の提出が必要です。廃止の届出があった場合、都道府県は届け出た鳥獣捕獲等事業者の名称及び廃止の届出があった旨について公示することとされています。

3.3.3 認定の更新の手続き

(1) 認定の更新

認定の有効期間は 3 年です。認定後に追加された猟法及び鳥獣種について、それぞれの有効期間が設定されるわけではなく、あくまで初めの認定の有効期間に含まれるものとなります。したがって、更新の申請は、変更の認定で追加されたものも含め、更新しようと

する全ての猟法・獣種を一度に行うこととなります。

(2) 認定の更新の際の添付書類

認定の有効期間の更新にあたっては、基本的には申請時と同様の手続きが必要ですが、前回認定を受けた都道府県知事に更新の申請をする場合は、内容に変更がない書類の提出を省略ができる場合があります。ただし、狩猟免状、銃砲刀剣類所持許可証及び損害保険契約の写し等、認定の有効期間内に当該免許、許可及び契約が更新されているものについては、内容に変更がない場合においても確実に更新されていることを確認するため、提出が必要です。

安全管理講習と技能知識講習については、最初の認定申請前に受けていれば、その後、有効期間の更新時等にも受ける必要はありません。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲従事者を対象に毎年5時間以上の研修を実施する必要があり、有効期間の更新時には、更新以前3年間における研修の実施状況を報告する必要があります。

また、更新の際の添付書類として、更新の申請時3年以内の実績が必要となります。認定時に提出した実績が3年以上経過している場合は、3年以内の新たな実績が必要となりますが、3年以内のものであれば、同じ実績でも差し支えありません。なお、認定時には実績があった猟法及び鳥獣種であっても、更新の申請時3年以内に当該猟法及び鳥獣種の実績がなかった場合は、更新できる猟法及び鳥獣種の対象から除外されます。

3.4 技能知識の維持向上

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を基準に適合するように維持しなければなりません。そのため、事業管理責任者は、責任をもって安全管理規程の組織的な遵守を管理徹底し、捕獲従事者はその指示に従って安全管理規程を遵守することが必要です。

また、事業管理責任者は、組織内で研修を監督します。全ての捕獲従事者は、事業管理責任者の指示に従って、研修を1年に5時間以上受講しなければなりません。研修は、認定申請時に提出した研修計画に従って適切な内容を実施します。認定基準を満たさないような状態になれば、都道府県知事による報告徴収、立入検査、措置命令等の対象となり、認定が取り消される可能性があります。

認定鳥獣捕獲等事業者が毎年行う5時間の研修は、各事業者で創意工夫し、それぞれに合った技術や知識が得られるよう企画することが重要です。次ページに、研修事例をまとめましたので参考にしてください。また、環境省では、「認定鳥獣捕獲等事業者に必要な救急救命知識の手引き」を作成しました。この手引きを参考にし、認定時に必要となる救急救命講習の受講の有無にかかわらず、誰もが迅速に傷病者に対応できるよう日頃から訓練しておくことも重要です。

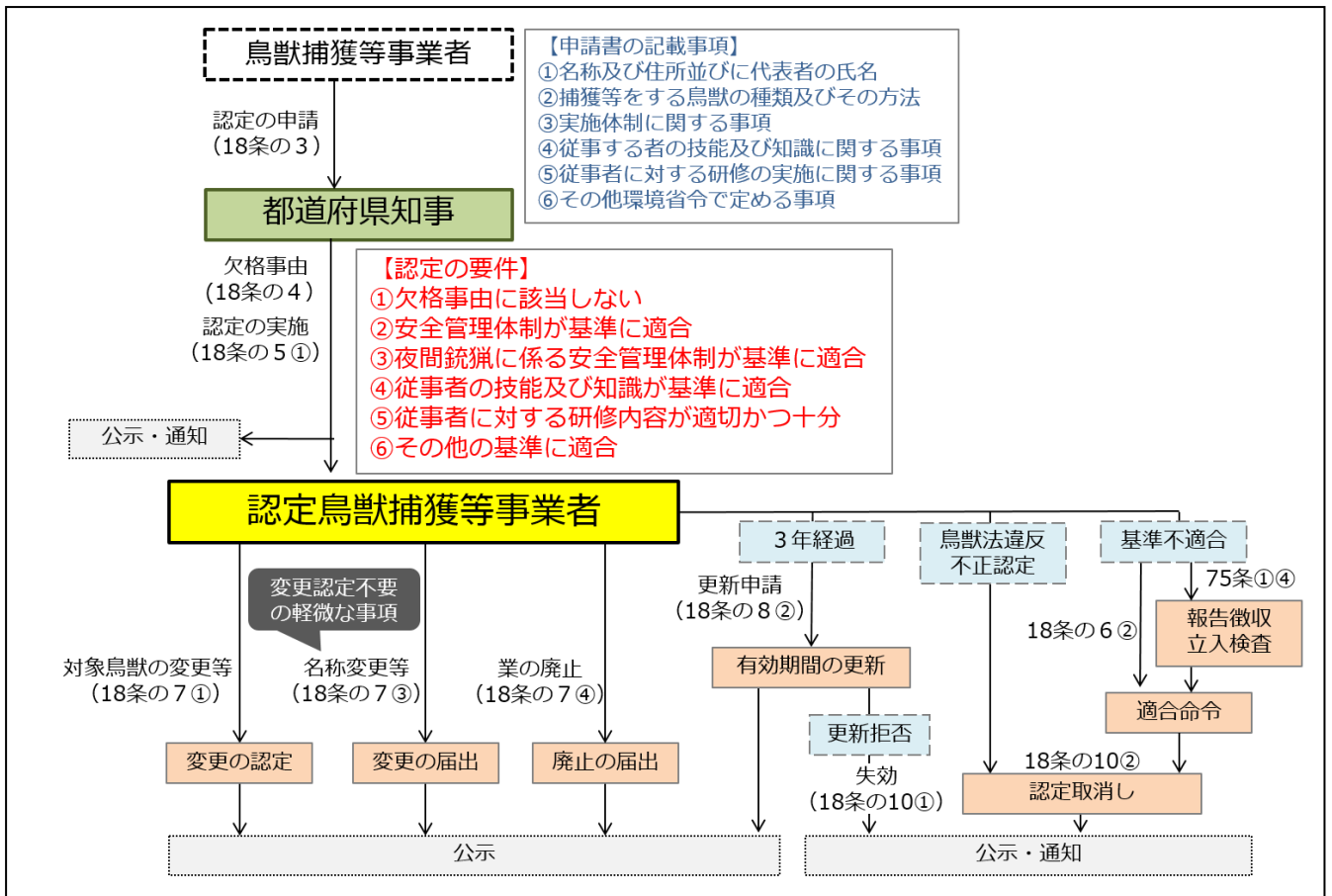


図 3-2 認定の流れ

◇◇認定鳥獣捕獲等事業者が実施している研修事例◇◇

- 外部講師を招聘し、他地域での捕獲技術の紹介や安全管理について学ぶ研修を実施した。
- 受託した捕獲事業の概要や技術的特徴について、全ての捕獲従事者と情報共有を行った。
- 山岳での救急救命技術を学ぶため、ロープワーク研修を実施した。
- 事業で取り組んだ捕獲方法について、実地研修を実施し、技術の共有を図った。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業

4.1 指定管理鳥獣捕獲等事業とは

4.1.1 指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

指定管理鳥獣捕獲等事業とは、2014（平成 26）年の鳥獣保護法改正によって導入された、都道府県又は国の機関が鳥獣の捕獲等を実施する事業です。

環境大臣が、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を「指定管理鳥獣」として定め、都道府県知事が、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、捕獲を強化する必要があると判断した場合において、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、その計画に従って、都道府県又は国の機関が捕獲等する事業のことです。

「指定管理鳥獣」にはニホンジカ及びイノシシが指定されています。

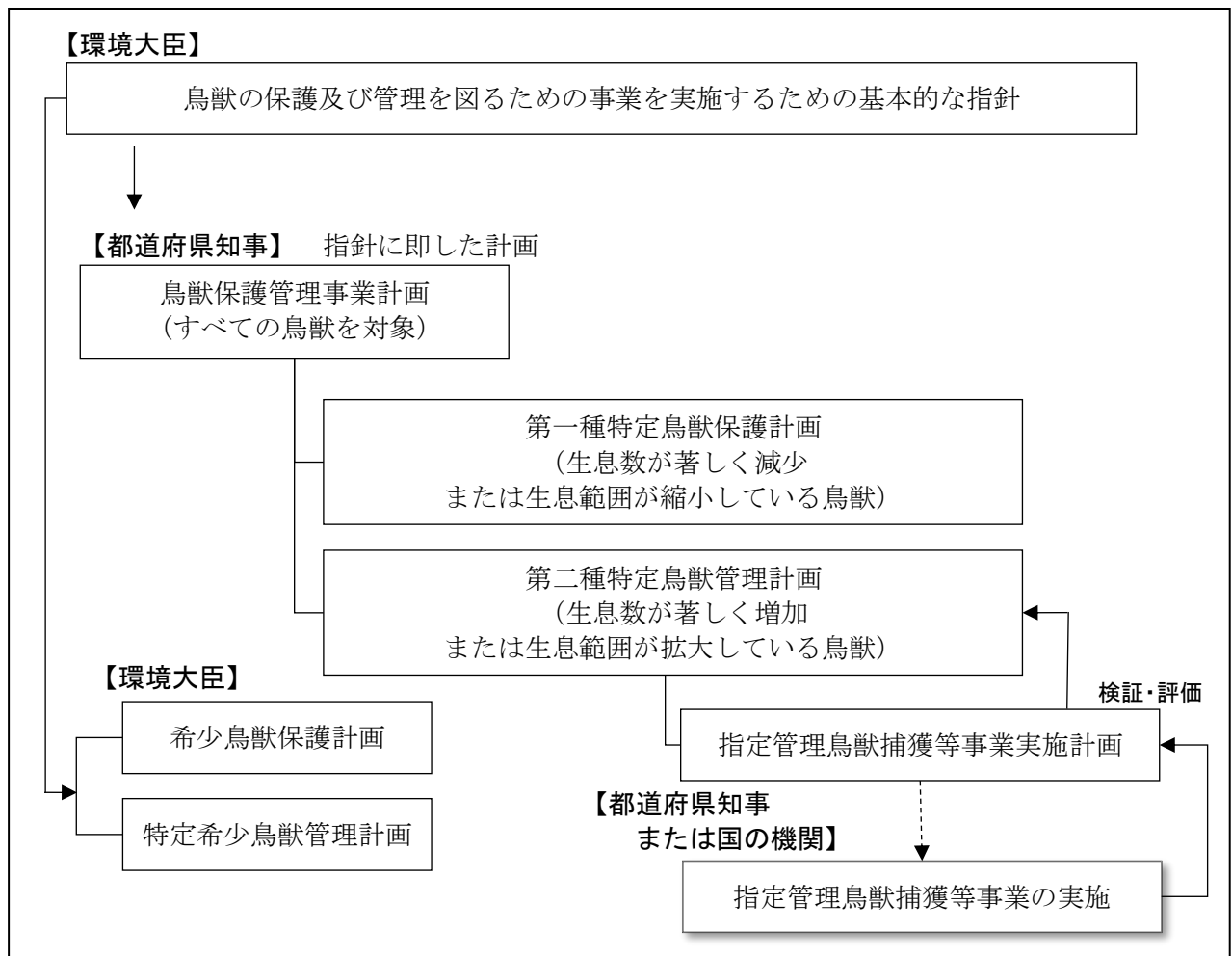


図 4-1 鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけ

4.1.2 指定管理鳥獣捕獲等事業と従来の捕獲との違い

従来のニホンジカとイノシシの捕獲は、狩猟者の趣味（自由意志）に基づく狩猟と、鳥獣被害対策実施隊等、農林水産省からの財政的支援による被害防止目的の許可による捕獲が中心でした。都道府県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき行われる個体数調整についても、目的は違えど、場所や実施体制は従来の捕獲と同じでした。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業は、従来の捕獲では困難であった地域や時期、方法で捕獲を行ったり、従来の捕獲に捕獲数を上乘せすることが期待されています。したがって、一般の狩猟者や鳥獣被害対策実施隊等、ボランティアベースの捕獲とは異なった基準や考え方が求められます。また、公的資金を投入した事業として実施するため、事業の目的に合った成果を達成することが重要になります。また、捕獲技術の優劣だけでなく、従来の捕獲では求められてこなかった水準の安全管理や業務の品質等の確保が、受託した認定鳥獣捕獲等事業者には求められます。

4.1.3 指定管理鳥獣捕獲等事業の特例

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の規制緩和が適用されることとなります。

なお、下記は、いずれも都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として行う場合に、限定的に認められる規制緩和であり、一般的な狩猟及び許可捕獲等で緩和される事項ではないことに注意が必要です。

(1) 捕獲等の許可手続きが不要

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、鳥獣の捕獲の禁止が適用されません。つまり、捕獲の許可申請が不要になります。これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に限らず、自然公園法で規定する国立公園や国定公園の特別地域内での捕獲にも適用されます。なお、事業の受託者は都道府県に従事者証を申請し、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に携帯させることにより、適法な捕獲に従事していることを証明する必要があります。

ただし、捕獲対象以外の鳥獣が捕獲される可能性がある場合、それらの鳥獣の捕獲後の取り扱いによっては、捕獲の許可申請が必要になる場合がありますので注意が必要です。

(2) 夜間銃猟の実施

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において夜間銃猟の実施を位置づけ、これらの計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合であって、認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟の認定を受けた事業者に限る）に委託をした場合においては、当該認定鳥獣捕獲等事業者が、あらかじめ現地を確認し、実施日時、実施

区域、安全を確保するための実施方法（射撃場所、射撃方向、バックストップの確保等）、実施体制等について詳細な夜間銃猟作業計画を定め、都道府県知事の確認（都道府県公安委員会を含む）を受けて実施するときに限り、夜間銃猟の禁止は適用されません。

(3) 捕獲個体の放置

都道府県が、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、捕獲した個体の放置をすることを計画し、その計画に従って、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合に捕獲個体の放置が可能になります。この制度で放置が可能になるのは、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められるときに限られ、事業における放置の可否（そもそも放置が可能か、またはどういった状況で放置が可能か等）は発注者である都道府県側の裁量となるため、都道府県への確認が必要です。

それ以外の場合においては、原則として捕獲した個体を持ち帰るか、地形的な要因等により持ち帰ることが困難な場合は、捕獲した場所に埋設する等、都道府県の指示に従い適切に処理しなければなりません。

4.1.4 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業

都道府県は、国からの交付金を受けて、指定管理鳥獣捕獲等事業を含む指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を行うことができます（以下「交付金事業」といいます。）。

交付金事業として支援している取組は、次のとおりです。

① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定・変更、策定に必要となる生息状況等の調査（生息数、生息密度、分布など）、事業効果評価のための捕獲情報収集・調査。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業

指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。捕獲個体の搬出・処分。

③ 効果的捕獲促進事業

ア 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ

従来捕獲方法に比べ効果的な捕獲方法を用いてモデル的に捕獲等を行い、捕獲効果を検証する取組又は、これまで実施されていない効果的な捕獲方法の技術開発。

イ 市町村連携タイプ

都道府県が複数市町村と協議会を設置し、市町村と連携した効果的な捕獲等の取組。

④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした安全管理、技能知識、捕獲技術向上のための講

習会等の開催など事業者等育成に向けた取組。

⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

狩猟者を対象に捕獲したニホンジカ・イノシシを食肉利用する際の衛生管理を含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等の開催など狩猟者育成に向けた取組。

⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援

狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費支援の取組。

認定鳥獣捕獲等事業者は、交付金事業の内、指定管理鳥獣の捕獲等を受託することが想定されますが、捕獲や搬出・処分の他に、指定管理鳥獣の生息状況調査や捕獲情報等の収集、整理、分析等を行うことも期待されています。また、指定管理鳥獣捕獲等事業以外にも、国や市町村による鳥獣捕獲等事業や、土地管理者等が鳥獣の捕獲等を認定鳥獣捕獲等事業者に委託することも想定されます。鳥獣による自然生態系への影響、農林業や生活環境への被害を早急に防止するため、一定以上の捕獲技術を有し安全にも配慮し確実に事業を行う認定鳥獣捕獲等事業者は、各種事業で活躍することが期待されています。

4.2 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ

一般的な指定管理鳥獣捕獲等事業の流れを図 4-2 に示します。発注者である都道府県等は、指定鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業の業務内容等を仕様書として定めます。仕様書を定めたら、受託業者を選定するため入札公告を行います。認定鳥獣捕獲等事業者が業務を受注するためには、国における全省庁統一参加資格や都道府県ごとに申請する競争参加資格を取得する必要があります。

また、発注者が契約者を選定する際には、競争入札を行う場合が一般的です。入札では、仕様書に示された業務を遂行するために必要な費用を見積もり、発注者が定める方法で入札することになります。

受注後は発注者と契約を締結し業務を実施します。まずは発注者と仕様書の内容について綿密な打ち合わせを行います。次に、事前調査等必要な調査を行い、その結果や仕様書の内容をもとに業務計画書を作成します。業務計画書の記載内容に対し、発注者の承認が得られたら、捕獲等を行うための準備や各種調整を経て、捕獲等の作業を実施します。発注者は業務の監督者になりますので、作業の内容や進捗状況等について、適宜報告をする義務があります。

業務が完了したら、収集した捕獲情報や作業の記録を整理・分析し、報告書を作成します。報告書を発注者に提出し、業務完了検査を受け、適切に業務が完了していると認められたら、契約額の支払いを受けます。

発注者は、業務完了後に業務の評価を行い、策定した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の課題抽出と改善策の検討を行います。その結果、次年度の事業実施に向けて策定される指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が改善され、より効率的・効果的な業務を実現していく流れを生み出します。

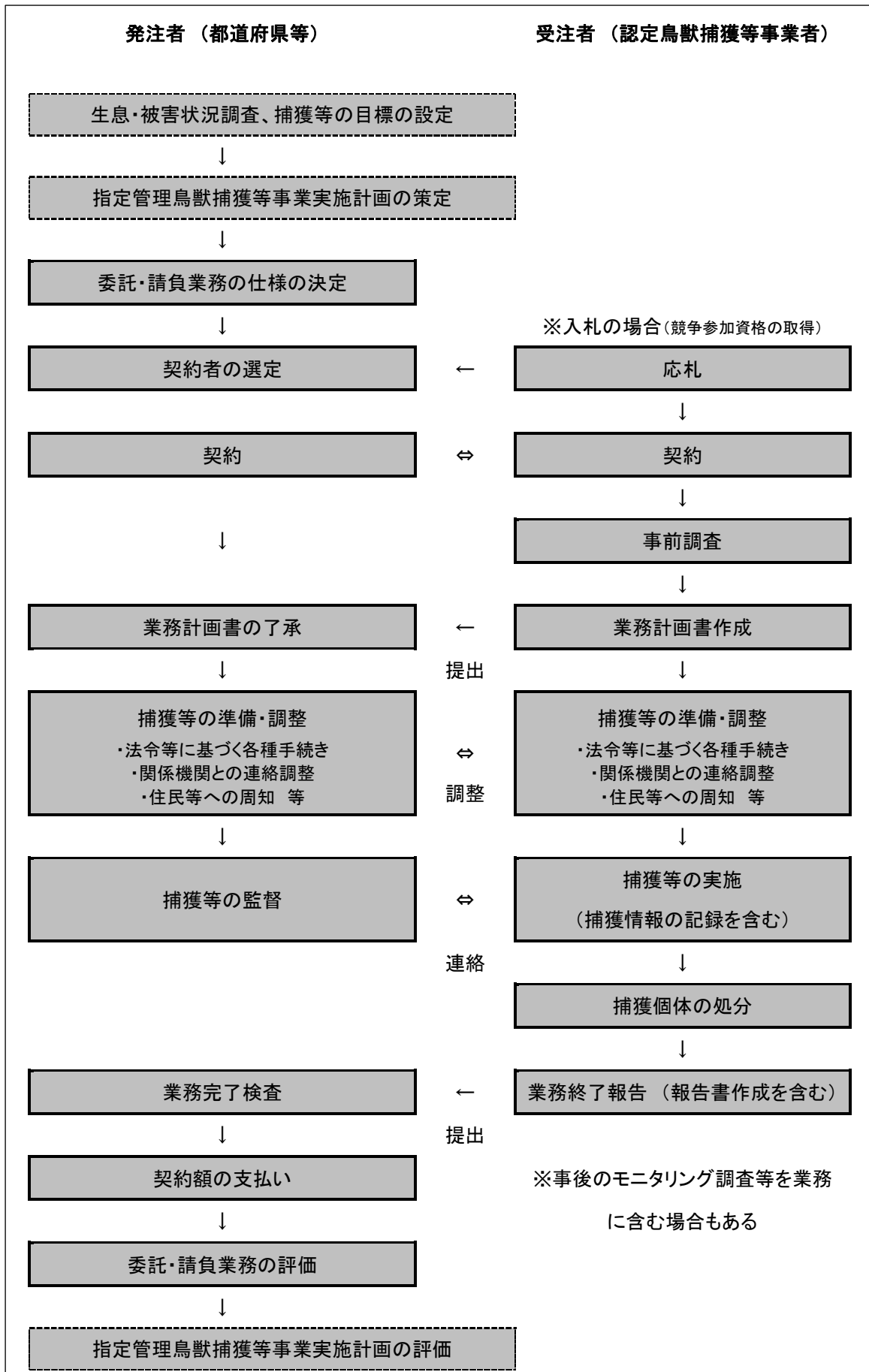


図 4-2 指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ

4.3 事業の受託に必要な準備

4.3.1 入札参加資格の取得

指定管理鳥獣捕獲等事業を受託するためには、入札参加資格が必要です。発注者が都道府県の場合、都道府県ごとに入札参加資格の取得が必要となります。発注者が国の場合、各省庁における役務の提供等に係る競争契約の参加資格である、全省庁統一参加資格の取得が必要です。詳しくは、統一資格審査申請・調達情報検索サイトをご覧ください。いずれの場合も、申請が可能となる時期や資格の有効期限が設定されている場合がほとんどです。入札への参加を検討している機関の入札参加資格に関する情報を事前に収集し、入札参加資格を取得しておくことが必要です。

※統一資格審査・調達情報検索サイト：

<https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

4.3.2 入札の可否の判断

公告される指定管理鳥獣捕獲等事業の入札情報には、仕様書や場合によっては金抜き設計書が含まれています。これらの資料を読み解き、自身の認定鳥獣捕獲等事業者が、事業を遂行するために必要な人員体制、資金、技術を有しているかを判断することが重要です。また、これらの判断において必要な情報が、全て公告されているとは限りません。不明な点があれば、入札説明書等に定められた手続きにより、発注者へ問い合わせることが必要です。

4.3.3 捕獲従事者等の人材の確保

指定管理鳥獣捕獲等事業を受託するためには、受託した場合、実際に業務に従事する捕獲従事者等の人材を確保しておくことが必要です。業務を受託すると、一定期間、専属で業務に従事してもらうことも多くなりますので、事業管理責任者は業務の内容に応じた人員配置計画の見込みを適切に立てておかなければなりません。指揮命令系統の確保を含め、事業の安全な遂行の視点から、捕獲従事者と認定鳥獣捕獲等事業者との間に本来雇用関係が締結されていることが望ましいと考えられます。一方で、仮に雇用関係にない捕獲従事者等を確保しなければならない場合は、入札前に人員配置計画案を捕獲従事者等に示し、受託を目指す指定管理鳥獣捕獲等事業への従事に関して、当該法人の指揮命令系統に従うことを確認（担保）しておく必要があります。

また、発注される指定管理鳥獣捕獲等事業の内容や認定鳥獣捕獲等事業者の規模によっては、1つの認定鳥獣捕獲等事業者が単独で業務を受託することが困難なものもあります。そういった場合、複数の認定鳥獣捕獲等事業者が共同で業務の実施体制を構築し、それぞれの特徴や強みを生かしつつ、捕獲従事者等の人材を確保するケースも想定されます（このケースについては、4.6.3についてもご参照下さい）。その場合、共同事業実施体制を構

築する認定鳥獣捕獲等事業者の代表者同士が、入札前に協定等を締結し、協力関係を文書化しておくことが望まれます。

共同事業実施体制を構築した場合、その代表となる認定鳥獣捕獲等事業者を決めておく必要があります。指定管理鳥獣捕獲等事業を受託できた場合、その代表者は、発注者との直接の契約相手となります。代表者以外の認定鳥獣捕獲等事業者は、代表者との間に再委託契約を締結します。ただし、再委託先である認定鳥獣捕獲等事業者には、4.1.3(1)で記載した特例は適用されませんので、通常どおりの捕獲許可の申請が必要となります。

4.3.4 事業遂行のための運転資金の確保

公告された仕様書や金抜き設計書を読み解き、事業を遂行するために必要となる経費を見積もることが必要です。事業を受託できたとしても、契約金の支払いは業務完了後に精算払いで支払われることも多々あります。その場合、事業を受託した認定鳥獣捕獲等事業者は、事業遂行のための経費を一時的に立替払いする必要があります。入札情報に含まれる契約書案に目を通し、契約金額の支払条件について確認してください。受注した場合、事業遂行のために必要な運転資金を確保しなければなりません。

4.4 契約者の選定方法

4.4.1 入札参加条件の設定

公告される入札案件には、ほとんどの場合入札参加条件が設定されています。よくある入札参加条件としては、4.3.1 に記載の入札参加資格に加え、事業所の配置条件（例えば、発注者の都道府県内に本店又は支店を有すること等）、過去の類似業務の受託実績、捕獲従事者等が有する資格等が挙げられます。いずれの条件も、公告された指定管理鳥獣捕獲等事業を遂行する能力のある認定鳥獣捕獲等事業者を、入札前に絞り込むため、発注者により設定された条件です。したがって、入札に参加しようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、決められた期日までに、入札参加資格を満たすことを証明する書類を発注者に提出して確認を受けなければ、入札に参加することはできません。

4.4.2 指名競争入札

指名競争入札は、発注者が設定した入札参加条件を満たす事業者を発注者が指名し、指名された事業者間での価格による競争により、契約者を選定する方法です。一般競争入札とは異なり、入札案件の公告は行わず、発注者から発出された指名競争入札通知により、入札情報の周知を行います。

4.4.3 一般競争入札

一般競争入札は、入札案件を公告することによって入札を希望する者を広く募り、価格

による競争により契約者を選定する方法です。複数の入札参加条件が設定された一般競争入札は、制限付き一般競争入札と呼ばれます。最も低い価格を入札した事業者が落札者となる場合が一般的ですが、最低制限価格が設定されている場合もあります。その場合、最低制限価格よりも安い価格を入札した事業者は失格となります。最低制限価格設定の有無については、入札説明書の記載内容等を確認してください。

4.4.4 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、入札案件を公告し、入札参加希望者を広く募ったうえで、価格と技術提案等価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。特に技術的な工夫の余地が大きい内容の業務に対して、採用されることが多い入札方法です。総合評価落札方式では、まずは入札説明書等に記載された項目について技術提案等を行い、業務に求められる技術的要件を満たしているか、提案内容に実現性や独自性があるかが、発注者により審査されます。審査に合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とし、技術点と価格点の総合評価点により落札者を決定します。

4.4.5 企画競争型随意契約方式

企画競争型随意契約方式は、業務の概要を示した入札案件を公告し、入札参加希望者を広く募ったうえで、価格以外の技術提案、工程、業務の実施体制、業務の従事する者の実績等、組織としての類似業務の受託実績等の要素について評価を行い、業務の目的に最も合致した優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする方式です。総合評価落札方式と同じく、特に技術的な工夫の余地が大きい内容の業務に対して、採用されることが多い入札方法です。しかし、予算額が企画競争説明書に記載されているため、企画提案者は予算の範囲内で企画を提案することになり、この点が総合評価落札方式と大きく異なる点です。また、公告時は業務の概要や方向性のみが記載された仕様書となっているため、実際の業務に係る仕様書は、採用された提案書の内容を踏まえ、発注者と契約候補者との協議の上確定されることとなります。

4.4.6 随意契約

随意契約とは、競争入札によらず契約相手を決定する契約方法です。国及び地方公共団体では入札による契約が原則ですが、法令の規定等で定められた条件を満たした場合のみ随意契約を行うことができます。例えば、契約相手となる者が1者しか存在しない場合等が挙げられます。

4.4.7 独占禁止法が規制する禁止行為

国や都道府県が実施する公共事業である指定管理鳥獣捕獲等事業の入札において、入札

に参加する認定鳥獣捕獲等事業者同士が事前に相談し、事業を受注する事業者や金額等を決めて、競争をやめてしまうことを入札談合といいます。入札談合が行われると、価格競争を行う必要がなくなり、適切な価格競争が阻害されます。このような入札談合は、税金の無駄遣いにもつながるため、独占禁止法で禁止されています。

不正な入札が行われた場合は、当該入札書が無効になるほか、入札参加資格の停止等の行政処分や課徴金が課されることがあります。

4.5 入札額の見積

入札額を見積もるためには、業務の目的や求められる成果（例えば捕獲目標の達成が必須かどうか）を確認することが不可欠です。そのため、発注者が示す仕様書等の設計図書の内容を読み解くことが求められます。ただし、設計図書を読んでも十分理解できない場合もあります。その際は、入札説明書に定められた手続きにより、発注者へ質問することも有効です。

4.5.1 主な必要経費

指定管理鳥獣捕獲等事業において必要となる主な経費として、人件費、旅費、捕獲資材費、印刷費、消耗品費等が挙げられます。また、一般管理費といった法人として経常にかかる経費が、諸経費として積算されています。発注者は、事業の遂行に必要な人件費や経費を積算した設計図書に基づき、予定価格を決定します。一般的に予定価格は非公表なので、事業者は仕様書や金抜き設計書等を読み解き、おおよその予定価格を踏まえたうえで、その制限の範囲内で入札額を決定します。金抜き設計書とは、金額が削除された設計図書で、業務で求められる作業量や資機材などの数量が読み取れるようになっています。ただし、必ずしも金抜き設計書が公開されるとは限りません。金抜き設計書がない場合は、仕様書を読み解き、事業者として適切に業務を遂行できる金額を、できるだけ正確に見積もる必要があります。

4.5.2 歩掛や単価の考え方

公共事業としての歴史が長い土木工事等と異なり、捕獲業務に係る労務歩掛や労務単価等の設定は、現時点で標準化されていません。そのため、捕獲業務の遂行に必要な作業量を、発注者側が十分に把握していない場合や、有害鳥獣捕獲等のような捕獲報償費レベルの単価を想定してしまっている場合もあります。一方で、認定鳥獣捕獲等事業者に課せられた社会的役割を果たすためには、受託した業務の内容に見合った対価を得ることは必要不可欠です。発注者が積算に用いた労務歩掛や労務単価等は、入札の可否を判断するうえで重要です。設計図書を読み込んでも積算根拠が不明確な場合は、入札説明書等に定められた手続きにより、発注者へ質問することが必要です。

4.6 契約

4.6.1 一般的な契約の考え方

認定鳥獣捕獲等事業者が、国や都道府県から指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した場合、事業の実施について契約を締結します。契約とは、発注者が仕様を定めた業務を受注者が履行し、その対価として発注者が受注者に対し契約金を支払うことを、両者が約束することです。この契約が成立した証として、合意内容を明文化した契約書が作成されます。

契約が成立すると、発注者と受注者に様々な債務が発生します。受注者が適切に業務を完了したことが認められた場合には、契約書に示された期日までに、発注者は受注者に契約金を支払わなければなりません。一方受注者は、定められた期日までに適切に業務を完了しなければなりません。万が一、これらの債務が不履行になった場合には、契約書に記載の取り決めにしたがって、違約金や損害賠償の支払い義務等が発生する場合があります。そのため、契約時には、受注者による債務の不履行により生ずる発注者への損害を保証するため、保険会社との間に履行保証保険契約の締結が求められることもあります。契約を締結する前に契約書の内容をよく読み、債務不履行になった場合、受注者が果たさなければならない義務についてよく理解しましょう。

また、秘密の保持や個人情報の保護、適切な労働条件の確保など、一般企業として当たり前に遵守しなければならない項目についても、契約書内で取り決められていることも多々あります。業務を受注した認定鳥獣捕獲等事業者は、発注者との約束事である契約を遵守し、発注者との信頼関係を構築できるよう誠心誠意取り組みましょう。

4.6.2 契約の種類（請負、委託）

契約には、大きく分けて請負契約と委託契約の2つがあります。請負契約は、ある仕事の完成を受注者が約束し、発注者がその成果に対し報酬を支払うことを約束した契約です（民法第9節第632条～第642条の規定参照）。指定管理鳥獣捕獲等事業の例で言えば、どの程度の労力をかけるかは問わず、ある区域で一定期間内に所定の頭数のニホンジカを、所定の契約金額で捕獲する業務が、請負契約に該当すると考えられます。

一方、委託契約は、発注者が委任した事務の実行を受注者が約束し、発注者が必要経費を支払うことを約束した契約です（民法第10節第643条～第656条の規定参照）。指定管理鳥獣捕獲等事業の例で言えば、求められる捕獲努力量を仕様書で定め、捕獲目標は示すものの、目標の達成は必須とせず、委任事務の実行に必要な経費の積み上げによって積算された事業費で行う業務が、委託契約に該当すると考えられます。

ただし、現在各地で行われている指定管理鳥獣捕獲等事業の業務内容が、必ずしも上記の内容となっているとは限りません。指定管理鳥獣捕獲等事業を受注するに当たっては、業務で求められる成果が何か（例えば捕獲目標の達成が必須かどうか）、また求められる成果などを発注者に十分確認しておくことが必要です。

4.6.3 再委託

再委託とは、発注者から受注した業務の一部を、受注者が別の第三者に委託することを指します。再委託の可否については、たいていの場合、契約書の中で取り扱いが決められています。再委託が禁止されている場合においても、書面により発注者の承諾が得られれば、再委託は可能となっていることもあります。受注した業務の一部を再委託する場合は、発注者と協議のうえ契約してください。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の一部を再委託する場合、再委託できる者は、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に該当することが求められます。また、再委託先の事業者については、4.3.3に記載のとおり、指定管理鳥獣捕獲等事業の特例の一部を受けられませんので、注意が必要です。

4.6.4 契約の変更

受注した業務が、常に仕様書に定められたとおり遂行できるとは限りません。特に野外で行う生き物相手の捕獲業務では、計画の変更がつきものであると考えた方がよいでしょう。また、事業実績の少ない分野であるため、発注者も受注者も想定できなかった問題が発生する場合があります。仕様書の内容や打合せで合意した事項に、変更が必要になった場合、発注者と協議をし、変更の方針について必ず書面により合意を得ることが必要です。具体的には、以下のような場合が想定されます。

- ✓ 自然災害などにより、計画していた捕獲作業が実行できなくなった場合。
- ✓ 実際に事業に取り組んでみた結果、当初は発注者が想定していなかった追加作業や経費が発生した場合。
- ✓ 環境条件や捕獲対象の動きが変わったために、想定していた捕獲方法や地域、期間が不適切であることが判明した場合。
- ✓ 環境条件の変化や捕獲作業の進捗により、より効果的な捕獲方法があることが明らかとなった場合。

このような場合、仕様書を変更するとともに、契約金額の変更も必要になる場合があります。契約金額を変更するためには、その根拠となるデータや資料の提出を発注者に求められることが想定されます。したがって、事業管理責任者は、支出した経費、捕獲従事者の作業工程や人件費について常日頃から管理し、必要な書類等を整理しておく必要があります。

4.6.5 保険の加入

業務を受託したら保険の加入は必須です。業務の受託に伴って、捕獲従事者と雇用契約

を締結した場合、労働災害保険法の規定に基づき、政府が運営する労働者災害補償保険への加入が義務付けられています。また、対人・対物事故など業務中に第三者に被害を与えた場合に備え、これらの補償が受けられる損害賠償保険に加入してください。鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件として、捕獲従事者への損害賠償保険加入が義務付けられていますが（3.1.1参照）、契約期間が満了していることも考えられますので、受注した業務の契約期間が、保険の契約期間内であることを確認するようお願いします。

また、業務中の事故により捕獲従事者が死亡や後遺障害等を被った場合、その使用者である認定鳥獣捕獲等事業者には、民法上の使用者賠償責任が生じる場合があります。法令で加入が義務付けられた労働者災害補償保険では、まかないきれない損害賠償金の支払い義務が事業者に発生することも考えられますので、任意の業務災害保険への加入についても検討してください。

4.6.6 検査

受託した業務が完了したら、業務完了報告書等の成果物を発注者に納品します。発注者は、納品された成果物が、仕様書で求める水準を満たしているかどうか検査します。仕様書で求める水準を満たしていない場合は、成果物の再提出が求められます。また、業務の内容によっては、業務期間中に実施する中間検査を行う場合もあります。

4.6.7 支払い

官公庁による契約金の支払い方法は、業務の完了後に行う精算払いが原則となっていますが、業務によっては前金払い等を認めている場合もあります。契約書の内容をよく読み、不明点があれば、発注者に支払い方法を確認しましょう。

4.7 計画的な事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業を行うには、認定鳥獣捕獲等事業者は業務計画を策定して、計画的に業務を行う必要があります。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づいて、個別の捕獲事業の仕様等が示され発注されます。受注した事業者は、指定された地域や期間、捕獲目標や事業量等の仕様の範囲の中で、捕獲作業を実施する地点や時期、用いる捕獲方法について、より具体的な業務計画を立てて事業を遂行することになります。業務計画は、発注者と十分に協議したうえで、事前調査の結果に基づいて立案します。

業務によっては、事前調査で予備的な捕獲試験を行う等して、現場の実情に応じて、より安全で効率的に事業が推進できる業務計画になるよう検討することが求められることも想定されます。

指定管理鳥獣捕獲等事業におけるこれらの計画は、関係者や許可権限をもつ者にわかり

やすく、発注者や受注者にとって、業務の管理や作業の検証をしやすいものである必要もあります。

4.8 事前調査

事前調査とは、事業の受注後、仕様書どおりに業務を実施することができるかどうか、また実施するためには何が必要なのか等を実際に現地で確認する調査のことです。

受注した鳥獣捕獲等事業で捕獲対象となっている野生動物の状況は、日々変化しています。このため、業務発注時点で最良とされていたものが変わっている可能性は十分考えられます。よって、事業の実施直前の現地の状況を確認し、状況変化の判断及びより詳細な事業の実施方法を、具体的に検討する必要があります。

さらに、安全管理上配慮すべき項目についても、いつも同様であるとは限りません。例えば森林施業は、場所を定期的に変更し実施されています。このように比較的短期間で状況が変わることについては、事業の実施前に発注者や関係者に確認し、捕獲実施区域・方法等を調整する必要があります。

事業の実施前に行う調査としては、事業を計画（発注）するために必要な情報を収集する調査と、事業の受注後、仕様書どおりに業務を実施することができるかどうか、また実施するためには何が必要なのか等を実際に現地で確認する調査の2種類があり、このテキストで「事前調査」は後者の調査を意味します。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するおおよその区域と時期及び、どこでどのような捕獲方法を適用することが効果的なのかは、事業の計画（発注）前に調査や情報収集により検討され、それを基に事業が発注されますが、捕獲対象となる野生動物の状況は日々変化しているため、当時ベストとされていたものが変わっている可能性は十分考えられます。よって、事業の実施直前の現地の状況を確認し、状況変化の判断およびより詳細な事業の実施方法を具体的に検討する必要があります。さらに、安全管理上配慮すべき項目についても、いつも同じとは限りません。例えば森林施業は、場所を定期的に変えて行われます。このように比較的短期間で状況が変わることについては、事業の実施前に関係者に確認し、捕獲実施区域・方法等を調整する必要があります。

事前調査で実施すべき項目は、これまでに事例が十分に蓄積されているとはいえ、仕様書で明確に定められるとは限りません。そのため、適切な項目を鳥獣捕獲等に関する専門的な技能・知識等を有する立場から、事業者には提案を求められることもあり得ます。また、事前調査が、指定管理鳥獣捕獲等事業とは別途に、一つの業務として発注されることもあり得ます。

4.8.1 発注者に確認すべきこと

事前調査は、業務で求められた成果を、もれなく適正な過程によって得るための重要な

工程です。そのため、事前調査に先立って、仕様書等から以下の項目を確認します。

- 事業の目的
- 捕獲等を実施する期間
- 捕獲等を実施する地域
- 事業の規模（投入する作業量や資機材）
- 事前調査の規模
- 捕獲頭数の目標
- 捕獲個体の処理方法や引取り先
- 捕獲方法選択にあたっての制限
- 錯誤捕獲が発生した場合の対応方法
- 許可や申請が必要な項目（必要な他法令等の許可等手続きの申請者等）
- 安全管理上配慮しなければならない項目
- 作業記録や報告の様式
- 仕様書の変更を検討すべき事態が発生した際の対応方法
- 事業完了時に提出が必要となる証拠書類
- 発注者と受注者の役割分担
- 緊急連絡体制 等

また、事前調査に先立って、都道府県が策定した第二種特定鳥獣管理計画および指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の内容についても十分に理解しておくことが必要です。

捕獲個体の処理方法については、地域によって体制や処理施設の状況も異なるため、その事業における方針や必要な手続き等も事前調査で確認しておく必要があります。

発注者である都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者が事業を実施するための経費について、その根拠となる作業日誌や領収書等の資料の提出を求めていますので、契約時に発注者にどのような資料が必要なのか確認してください。

4.8.2 事前調査の目的

事前調査は、指定管理鳥獣捕獲等事業をより安全で効率よく実施するための調査であり、以下のような事項を実施します。業務においては、捕獲目標や対象地域や期間、事業の規模等が仕様書で規定されていたとしても、より詳細な業務内容（例えば、安全かつ効率的に捕獲できる方法や地点等）までは規定されていないこともあります。また、実際に捕獲しようとする時期の現場の状況等は、やはり業務実施の時点での事前調査で確認すべきことです。事前調査では、業務計画立案のために必要な項目を網羅的に確認します。

- 目的や地域の条件に合った安全かつ効率的な捕獲方法の選定
- 捕獲等を実施する場所（わなの配置や銃を使用する地点）や時期、時間帯の特定
- 安全の確保や危険を回避するために必要な作業の抽出（地元調整等を含む）

安全確保に関する項目には、例えば、地域住民等への周知や注意喚起、安全監視員等の配置等について、その要否や実施する場合の方法の検討等があります。発注者が事前に想定できていない項目が事前調査によって発覚することもあるので、その場合には発注者と協議の上、万全の対策をとるようにします。また、捕獲期間中に森林施業が予定されていることも考えられますので、捕獲区域の森林を管理している森林組合や森林所有者等に問い合わせるなどの対応も必要です。

指定管理鳥獣捕獲等事業の事前調査は、第二種特定鳥獣管理計画等の上位計画の策定や検証のための調査（生息密度や被害等の調査）とは、目的も方法も異なります。捕獲による被害軽減等の効果は、一事業の実施や単年度だけで出るものではないため、第二種特定鳥獣管理計画等の上位計画で検証すべき項目です。

なお、事前調査の実施記録は、発注者に提出します。発注者側では、事前調査の実施記録に基づいて業務計画の妥当性を検証するとともに、業務完了時の評価や振り返り（業務の目標とする捕獲ができたか、安全かつ適切に実施できたか、事業量や方針に対して目標は適切であったか、事前調査や捕獲方法に改善点はないか等）をすることにもなります。そのためにも、事前調査の項目とそれぞれの確認事項は確実に記録することが必要です。

4.8.3 事前調査の方法

4.8.2 に挙げている項目を確認するため、事前調査として以下のようなものが考えられます。

- 現地調査
 - 対象鳥獣の目撃や痕跡調査、ライトセンサス等。
 - 地形や植生、人家や施設の配置や人の出入り状況、道路網の確認等。
 - 餌付け等による誘引試験やセンサーカメラによる確認。
- 聞き取り調査
 - 土地管理者や周辺の住民が把握している生息状況や安全管理に必要な情報の聞き取り等。
 - これまでその地域で捕獲を行ってきた狩猟者等への捕獲等の実態や捕獲効率、目撃効率等に関する調査等。
 - 都道府県や市町村の担当者への、対象地域の捕獲等の状況や安全管理に必要な情報の聞き取り。
- 既存の資料の確認、法規制、土地占有者等の調査

- (必要に応じて) 捕獲試験
 - 効率的な捕獲方法の確証がもてない場合や、事業量が大きく当初の方針によって成果が大きく左右されることが想定される場合は、試験的な捕獲等を行って望ましい捕獲方法を決定することも一つの方法です。
 - 捕獲の前段階の作業まで行い、捕獲の目処を立てることもできます。
 - ◇ 箱わな・囲いわなを想定した餌付け調査
 - ◇ くくりわなを想定した、痕跡調査や踏み込み確認調査。
 - ◇ 銃を想定した、探索や追い出し、誘引待ち伏せなどの調査。

4.9 業務計画書の作成

4.9.1 業務計画書の役割

発注された仕様書と事前調査の結果を元に、業務計画書を作成します。業務計画書とは、事業の具体的な進め方や最終的な事業の成果物を記載し、発注者、受託者双方の認識にずれがないことを保証する文書です。そのため、委託者から提示された事業の仕様書をもとに、事業の具体的な実施内容、実施スケジュール等を業務計画書にまとめます。

業務計画書の役割をまとめると、以下のようになります。業務計画書は、以下の目的に沿うように、それぞれの関係者にわかりやすい資料になるよう配慮して作成します。

- 発注者や関係者、許可権限をもつ者等に作業内容を説明する資料
- 事業従事者が、事業者が採用する捕獲方法や手順を把握するための資料
- 発注者や受託者が、作業の監督や進行管理を行うための資料
- 事業の事後検証のための資料

4.9.2 業務計画書に記載すべき項目

業務計画書に記載すべき項目は、大きく業務実施方法（内容）と実施体制、そして法令順守及び安全管理の方策（潜在する事故発生リスクへの対応方針）等です。

これらを表にまとめると、次表のようになります。また、業務計画書を作成することで、発注者との協議が必要な事項を整理し、業務を本格的に進める前に発注者－受託者の間の認識のずれをなくしておくようにします。

捕獲業務の成果は、自然環境や対象鳥獣の動向によって大きく左右されます。また、このような業務は、まだ実績も知見も少ないため、想定外の要因で業務が遅延したり、事故が発生する可能性があります。また、錯誤捕獲の危険性もあります。

想定できるリスクはできる限り抽出し、万一の場合の対応の役割分担や費用負担に関して、あらかじめ発注者と受注者で取り決めておくことで、次善の対応をが円滑にできます。

表 4-1 業務計画書の構成と打ち合わせで確認・調整すべき事項

業務計画書の目次構成	記載内容	確認・調整すべき事項
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、業務名、期間 ・業務の内容、成果物の内容 ・業務の実施体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の仕様の確認 ・事業者の指揮命令の確認及び委託者の監督職員名の確認
業務の実施位置及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施位置 ・業務の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> …捕獲方法 …捕獲個体の処分方法 …成果の記録方法 (特に捕獲個体の性別等の記録方法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲作業の実施位置の詳細 ・捕獲方法の詳細確認 ・捕獲個体の処分方法の確認 ・成果物の記録方法の詳細（捕獲実績の証明方法、捕獲実績に含む範囲） 例) …幼獣を捕獲実績としてカウントするかどうか ・捕獲個体の回収が困難な場合の処置 ・捕獲対象でない動物（ツキノワグマ等）との接触あるいは錯誤捕獲の危険性がある場合の対応の協議
業務において使用する機材及び許可番号等	<ul style="list-style-type: none"> ・銃の種類、数量、許可番号 ・使用する実包の種類、数量、許可番号 ・わなの構造仕様（市販品、自作品の別）、数量 ・止めさしに使用する機材及び構造仕様 ・捕獲個体の回収の方法及び使用する機材 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃の所持許可証の写しの確認 ※銃の所持許可に「有害捕獲」が含まれていることの確認
申請及び協議計画	<ul style="list-style-type: none"> ・入林許可申請等 ・関係者との協議内容等（情報共有） ・実包許可譲受申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者、受託者の役割分担（申請者、発議者）の明確化 ・警察機関との協議

業務計画書の目次構成	記載内容	確認・調整すべき事項
安全管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等への周知計画 ・捕獲従事者の研修記録（日常的な教育訓練の内容提示） ※ 猟犬を使用する場合には猟犬の行動特性に基づく安全運用計画 ・捕獲作業実施時の事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等への周知内容の共有（周知は原則として委託者から発出） ・猟犬を使用する場合には狂犬病予防法や各種条例に対応すること
緊急時の連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の連絡網（関係機関、事業管理責任者、現場代理人）の記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の緊急連絡先の確認 ・通信困難な場所では連絡手段の確保（衛星電話の活用等）
工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画準備から業務完了までのスケジュールを表にまとめて記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務成果の中間報告時期について確認

4.10 必要な許可等の取得や関係機関等との調整、周知

4.10.1 許可等の取得が必要な関係法令等

業務計画書を元に、捕獲作業の実施に必要な許可等を取得します。表4-2に、その例を示します。申請から許可を受けるまでには一定の期間を要するため、工程計画の検討に当たっては、どの工程段階でどのような許可等（手続き）が必要かを踏まえ（図2-3参照）、十分な時間的な余裕をもった計画にする必要があります。

表 4-2 許可等の取得が必要な関係法令等の例

関係法令等	必要となる許可等
鳥獣保護管理法	指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証
鳥獣保護管理法	捕獲許可証（捕獲対象以外の鳥獣種が錯誤捕獲された場合の対応）
国有林野管理経営規程	入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）
森林法	保安林内作業許可
自然公園法	捕獲許可（ただし、特別保護地区に限って必要）
火薬類取締法	火薬類許可譲受
火薬類取締法	火薬類消費許可

4.10.2 調整が必要となる関係機関

業務計画書の内容について、関係機関等との調整や周知を行います。関係機関等としては、行政、地元住民、警察、土地所有者等が想定されます。

関係機関との調整においては、発注者や地元の行政機関が行うべき内容と、受託者が行うべき内容を十分検討し、役割分担をすることが重要です。

捕獲事業実施に際して、地域住民等の了承を得ておくことが安全な事業遂行に不可欠な事項（例えば地域住民等への作業日時や作業範囲の周知）については、地元行政等と協議します。地元行政等との協議は、原則として事業の委託者が実施するものですが、受託者も同席して情報を共有することが不可欠です。

協議の場では、表 4-1 に示した業務計画書の目次構成のうち、特に事業の実施位置及び方法、申請及び協議計画、緊急時の連絡体制に関して情報を共有します。これにより、地域住民等とのトラブルや事故を未然に防止するための周知、協議を一通り済ませることで、はじめて安全な捕獲作業が可能になります。

なお、関係団体（地元行政等）との協議は、上記の委託者との業務計画書に関する協議と同じ機会に実施することもあります。

4.11 捕獲作業の実施

4.11.1 捕獲作業の準備

捕獲作業において報告や確認が必要な項目については、報告様式やチェックシート等の作業記録を作成し、もれなく確認できるよう準備してください。作業記録は、業務の進行政管理や事後検証のために必要となる基礎資料の1つです。事業の目的や作業内容によって必要となる情報は異なります。したがって作業記録の様式は、受注した事業ごとに発注者と十分協議のうえ決定する必要があります。

捕獲作業に着手する前に、作業に関わる全ての事業従事者が、実際の作業内容について十分理解しておくことが必要です。事業管理責任者は、業務計画書の中から捕獲作業に関係する項目だけを抜粋し、作業全体の流れや作業項目を整理した、事業従事者向けの作業マニュアルを作成するよう心がけましょう。また、いくら作業マニュアルを整備しても、実際に作業を行う事業従事者が十分理解していなければ何の意味もありません。事業管理責任者は、捕獲作業が始まる前に捕獲従事者向けの研修を実施する等、作業に関わる誰もが安全かつ正確な捕獲作業を実施し、作業内容を記録できるよう準備してください。

4.11.2 作業開始時ミーティング

捕獲作業の実施時には、事業管理責任者と捕獲従事者が集合して、作業前の確認作業を行います。事業管理責任者が不在の場合は、現場監督者が業務計画書に基づいて必要な項目を確認し、各従事者が行うべき作業や安全管理のために必要な注意事項について、皆で

確認します。また、捕獲従事者の健康状態や適正な装備品などの機材を携行しているか、現場監督者が中心となって確認します。

特に、報告が必要な項目については入念に確認し、報告の方法や連絡体制について捕獲チーム内で認識のずれがないようにしておきます。

[作業開始前ミーティングにおける主な確認事項]

- 当日の業務内容の確認（捕獲方法、スケジュール、場所、役割分担等）
- 従事者の健康状態の確認、装備チェック。
- 連絡方法の確認
- 注意事項の確認
- 要報告項目と報告方法の確認

4.11.3 作業の実施

法令を遵守し、仕様書、業務計画書、作業開始時ミーティングの指示にしたがって適切に作業を実施します。

捕獲個体は、事前に発注者と協議し、業務計画書に定めた方法に沿って搬出・処分します。

捕獲作業に当たっては、作業項目（調査・捕獲・個体の処分・その他）、捕獲場所（ハンターマップのメッシュ）、作業人数（捕獲従事者・それ以外の従事者）、捕獲した鳥獣の種類（ニホンジカ・イノシシ）、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、目撃数、捕獲に使用した猟具の種類、わなの稼働数、処置の概要等の捕獲情報を記録します。これらの情報は指定管理鳥獣捕獲等事業の評価を行う際に必ず必要になる情報です。事業者側は都道府県の指示に従い捕獲時に何を記録する必要があるのかを理解し、捕獲時に正確な情報を記録する必要があります。

4.11.4 作業終了時ミーティング

業務の進行管理や事後検証のために、作業記録や報告書を毎日きちんと作成しておく必要があります。捕獲従事者は、その日のうちに事業者に作業記録を提出し、事業者はそれを確認します。特に、事故や違反があった場合は、速やかに事業者や発注者に報告して、適切な対応をとる必要があります。また、事故や違反に至らないものでも、安全確保の上で気になることがあれば、関係者で共有しておく必要があります。さらに、周辺の住民等からのクレーム等があった場合は、事業者を通じて発注者に報告し、指示に沿って対応します。

このように、捕獲従事者と事業者の間での意思疎通を密にし、必要があれば発注者や関係者と協議して速やかに改善できる体制をとってください。

- 終了した業務内容と捕獲成果、進行状況の確認
- 報告事項の確認
- 注意事項、反省点の確認
- 作業記録や報告書の提出

4.11.5 事業従事者の労務管理

事業者には、その事業従事者に対し、労働基準法等のいわゆる労働法に適合した労務管理が求められます。万が一捕獲作業中に事故が発生した場合、事故を起こした事業従事者の労働環境の合法性について事業者の責任が問われることも想定されます。特に捕獲作業は、人間よりも力の強い野生動物を相手に野外で行う作業であり、常に危険と隣り合わせです。事業従事者の労務管理を適切に行うことに加え、作業当日の事業従事者の健康状態を把握し、無理をさせない対応が必要です。

4.12 安全管理マニュアル

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に安全管理規程を作成し提出することが義務付けられています。安全管理規程は、事業者の安全管理に関する体制と守るべき規範を定めた文書であり、事業者としての安全管理の根幹を担保するものです。一方、捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけでなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が必要です。こういった安全管理マニュアルは、受託した業務ごとに精査し、現場条件や作業内容に合致したものを作り上げていく必要があります。

4.13 受託事業の業務報告書の作成

全ての業務の終了後には、発注者に業務報告書を提出する必要があります。業務報告書の目的の1つは、実施した業務が仕様を満たしているかを客観的に示すことです。したがって、作業記録や捕獲情報の記録といった証拠書類等とあわせて取りまとめる必要があります。また、業務報告書のもう1つの目的は、作業記録等で得られたデータを分析し、事業としての改善点、事業者としてより効率的・効果的な捕獲方法や実施体制を検討することにあります。こういった事業評価の積み重ねが、認定鳥獣捕獲等事業者の責務を果たすことにつながっていきます。なお、業務報告書は発注者に提出するものとは別に、事業者で保管するためのものも作成しておくようにしてください。

4.14 事業完了後に必要な対応

4.14.1 証拠書類の保管

発注者の監査機関が行う会計監査や会計検査院の实地検査等において、証拠書類の再提

出が求められることも考えられますので、事業完了後、事業に関連する証拠書類は発注者に相談し、必要に応じて一定期間保管しておくようにしてください。また、労働法等で一定期間保管が義務付けられている勤務簿等の労務管理資料についても、同様の対応が必要です。

4.14.2 会計検査等への対応

指定管理鳥獣捕獲等事業は、国の交付金を活用した事業です。したがって、国の会計検査院による会計検査を定期的に受検する義務があります。会計検査院は、国庫金の収支が適切に行われているかどうかをチェックする、憲法上の独立した機関です。会計検査は基本的に発注者が受検するものですが、場合によっては受注者の対応が求められることもあります。会計検査の受検対象に選定された場合、法令上検査を拒むことはできませんので、真摯に対応する必要があります。

(1) 北海道国有林で起きた死亡事故について

2018年11月20日に、北海道恵庭市の国有林でハンターの誤射により北海道森林管理局の男性職員（38歳）が死亡するという、あってはならない事故が発生しました。

死亡した恵庭森林事務所の男性職員は、同僚と2人で台風による倒木処理などにあたっていたところ、ハンター（49歳）が「シカと間違えて」撃ち、男性職員を死亡させました。道警は翌21日に、誤射したハンターを業務上過失致死の疑いで逮捕しました。

死亡した男性職員は、赤色のジャンパーとオレンジ色のヘルメットという目立つ格好をしており、さらに周辺の木々は落葉して見通しのよい状態であり、開けた林道上を狩猟者に向かって歩いていたところを誤射されたことから、狩猟の基本ルールである「矢先の確認、獲物の確認」が守られていなかったと考えられます。

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、狩猟と同じく、またはそれ以上に鳥獣保護管理への社会的責任を負っています。関係機関と十分な調整・連携を図り、捕獲実施区域の周辺住民等への事前周知を徹底するなど安全の確保を図り、十分な事故防止対策を講じて下さい。

(2) 2019（令和元）年度に狩猟により発生した事故事例（鳥獣関係統計から）

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
1	軽傷	39	10	猟犬が人里に向かったため、連れ戻しゲージに入れようとしたとき猟犬が左手に噛みついた。
2	軽傷	40	3	転倒（自損事故）
3	軽傷	49	10	狩猟中、木の根に足先が挟まり転倒、右足首を捻挫、腰部を強打した。
4	軽傷	54	3	山中でわなを仕掛ける最中に誤って転び、手を切った。
5	軽傷	57	7	檻に入ったシカの止め刺し中、シカが檻を倒して檻が壊れ、逃走した為、驚いて逃げようとして転倒し、右足を負傷した。
6	軽傷	60	35	くくりわなに掛かったイノシシに逆襲され負傷した。
7	軽傷	62	不明	車内で銃弾を装填しようとしたところ暴発し、同乗者を負傷させた。
8	軽傷	63	43	有害駆除中に急斜面で後ろ向きに転落し、腰を強打した。
9	軽傷	64	不明	イノシシ猟をしていたところ、ツキノワグマに遭遇し、頭部をかまれ、顔を引っかかれた。
10	軽傷	64	15	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
11	軽傷	64	1	シカの逆襲に遭い負傷した。
12	軽傷	67	0	狩猟中、捕獲した猪を急斜面から降ろそうとして猪と一緒に転落し、左踵部を骨折した。
13	軽傷	69	20	捕獲したシカの解体作業中に、誤ってナイフを落とし、太ももに刺さった。
14	軽傷	70	10	折れた枯れ木が頭部に直撃し、負傷した。
15	軽傷	70	3	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
16	軽傷	71	14	捕獲したイノシシを軽トラックに積み込む際に荷台から転落し、負傷した。
17	軽傷	71	13	イノシシの逆襲に遭い負傷した。

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
		年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
18	軽傷	71	51	イノシシに襲われ負傷した。
19	軽傷	72	19	くくりわなにかかり負傷 (他損事故)
20	軽傷	72	25	転倒 (自損事故)
21	軽傷	73	2	転倒 (自損事故)
22	軽傷	74	45	狩猟中に横から急に出てきたイノシシから突進され、高さ 1.8m の石垣から転落し、胸部と頭を強打した。
23	軽傷	74	3	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
24	軽傷	75	55	転倒。
25	軽傷	76	50	シカの逆襲に遭い負傷した。
26	軽傷	78	47	鴨猟の猟犬を散歩させていたところ、野犬に襲われた。左足アキレス腱付近を噛まれ出血が止まらず、救急車で搬送された。
27	軽傷	78	40	シカの逆襲に遭い負傷した。
28	軽傷	79	40	令和元年 11 月 21 日 9 時 30 分頃加害者が公道を挟んでイノシシに向け発砲 (公道の上を通過)。イノシシの場所から跳弾した破片が、公道付近で地籍調査の測量をしていた被害者の右手薬指 (第 1 関節) 及び小指 (第 2 関節) の間に当たり挫創した。
29	軽傷	79	43	転倒 (自損事故)
30	軽傷	79	54	マダニに咬まれ入院した。
31	軽傷	83	46	転倒 (自損事故)
32	軽傷	83	47	マムシに手を咬まれ負傷した。
33	軽傷	83	45	イノシシに襲われ負傷した。
34	軽傷	不明	不明	箱わなの準備の際、誤って転倒し負傷した。
35	重傷	42	不明	わなを見回り中、地盤がぬかるんでいたため転倒し、左足を骨折した。
36	重傷	43	6	転落 (自損事故)
37	重傷	60	35	急斜面から滑落した。

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
		年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
38	重症	63	不明	銃に実包を装填したまま車内に銃を置いたところ暴発した。右足に重症を負った。
39	重傷	66	25	イノシシを運搬中に転倒し負傷した。
40	重傷	66	1	わなに指をはさみ負傷した。
41	重傷	67	44	追い出したイノシシに突進され左足小指を負傷した。
42	重傷	67	18	シカを追って、急斜面を移動中、転倒し、右足の甲を複雑骨折した。
43	重傷	67	47	狩猟中に足を滑らせ 5m 下の谷へ滑り落ちた。足に痛みがあったが自力で帰宅し、その後 1 週間が経過しても痛みが引かなかったため病院を受診したところ、左足首を骨折しており全治 1 ヶ月と診断された。
44	重傷	67	42	銃の暴発（自損事故）
45	重傷	68	45	銃猟中、イノシシに背後から突進され全身を噛まれ負傷した。
46	重傷	68	6	わなの設置後、山から道路側へ降りようと水路を飛び越す際、木の根が足にかかり転倒した。右突発性大腿骨内顆骨壊死。
47	重傷	69	40	わな設置中に転倒し、左肩を強打して腱断裂した。
48	重傷	69	28	下山中、足をかけた石が崩れて滑落した。
49	重傷	69	49	猟場移動中に窪みに滑落、倒れた木材に手首を取られて骨折した。
50	重傷	69	40	軽トラックで移動中に転倒し、負傷した。
51	重症	70	44	足を滑らせ滑落し右肩を負傷した。靭帯、腱の損傷。筋肉部分断裂。
52	重傷	71	20	イノシシに足を噛まれ負傷した。
53	重傷	71	40	足を滑らせ転倒し負傷した。

No.	殺傷の程度 (死亡、重傷、軽傷)	加害狩猟者		概要
		年齢 (歳)	狩猟経験 (年)	
54	重傷	72	33	現場に仕掛けたわなに掛かったイノシシに反撃され、ふくらはぎと臍の上を牙で4cmほど切られた。近くにいた息子に傷の応急処置をしてもらい、病院へ行き入院した。
55	重傷	73	53	カモ猟(銃猟)の最中、カモの回収に向かった際に、倒れていた竹に足を引っ掛けて転倒した。右手人差し指の腱を断裂し、手術をした。
56	重傷	73	13	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
57	重症	74	不明	加害者の猟犬が民家敷地内に侵入し、当該民家の飼い犬が噛まれ重傷を負った。
58	重傷	75	8	転倒(自損事故)
59	重傷	75	8	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
60	重傷	76	50	わなにかかったイノシシに襲われた。
61	重症	77	40	倒木に足をとられ転倒し、肋骨を骨折した。
62	重傷	78	15	イノシシの逆襲に遭い負傷した。
63	重傷	78	41	イノシシに指を噛まれ負傷した。
64	重傷	80	50	足を滑らせ転倒し負傷した。
65	重傷	80	60	わな設置中に負傷した。
66	重傷	84	50	銃猟中に転倒し、腰椎を圧迫骨折した。
67	重傷	86	60	イノシシに襲われ負傷した。
68	死亡	55	不明	自己所有の猟銃の暴発により死亡した。
69	死亡	59	39	銃猟に出かけたまま戻らず、警察等が捜索を行い、猟場近くの川の中で死亡しているのを発見した。付近の崖から滑落したものと思われる。
70	死亡	69	48	有害駆除に出かけた後、帰宅しないので捜索した所、軽トラックの中で死亡していた。死因は高血圧症による虚血性心疾患。

(3) 参考資料

■環境省

- ・ 野生鳥獣の保護及び管理
<http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>
- ・ 狩猟の魅力まるわかりフォーラム 外部リンク集
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/link/>
- ・ 特定鳥獣保護管理計画
<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>
- ・ 狩猟事故防止 DVD 動画 運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）（環境省）
<http://www.env.go.jp/nature/choju/hunt/hunt3.html>
- ・ 狩猟等事故防止映像「事故につながる分岐点」の作成について
<https://www.env.go.jp/press/109328.html>

■農林水産省

- ・ 農林水産省 鳥獣被害対策コーナー
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

■鳥獣の保護及び管理に関する資料

- ・ 野生動物管理－理論と技術－（文永堂出版）
- ・ 野生動物管理のための狩猟学（朝倉書店）

■捕獲技術や安全管理に関する資料

- ・ 狩猟読本（大日本猟友会）
- ・ 猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃場協会）
- ・ 箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本（兵庫県立大・兵庫県森林動物研究センター）
- ・ イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1（香川県）
- ・ 兵庫ワイルドライフモノグラフ 7号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ DVD シカ・イノシシの銃猟～基本編～（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ DVD 箱わな・囲いわなによるシカ・イノシシの捕獲技術（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ DVD くくりわなによるシカ・イノシシの捕獲技術（兵庫県森林動物研究センター）
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者に必要な救急救命知識の手引き（環境省）

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者テキスト・PPT 引用資料

- ・狩猟読本（大日本猟友会）
- ・猟銃等取扱いの知識と実際（全日本指定射撃場協会）
- ・シカ・イノシシの銃猟～基本編～（DVD）（兵庫県森林動物研究センター）
- ・箱わなと囲いわなによるシカ捕獲の基本
（兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター）
- ・イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1（香川県）
- ・兵庫ワイルドライフモノグラフ7号「シカ・イノシシの捕獲推進のための技術と体制」
（兵庫県森林動物研究センター）
- ・野生動物に対する簡易電殺器の適切な使用について
（兵庫県立大学・兵庫県森林動物研究センター）

認定鳥獣捕獲等事業者
事業管理責任者研修テキスト

2024（令和6）年3月（第5版）

発行／環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03-3581-3351（代表）
